

# 自己点検・評価報告書

2008 年 8 月 31 日

琉球大学大学院法務研究科

研究科長 署名欄

高良 鉄美 印

---

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること	4
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること	6
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること	8
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること	9
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること	11
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること	12
2-1-1	適切な院生受け入れ方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること	14
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること	17
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること	19
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること	20
2-3-1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること	21
3-1-1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること	24
3-1-2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること	25
3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること	26
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること	27
3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること	28
3-1-6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること	29
3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること	30
3-2-2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること	32
3-2-3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること	33

4-1-1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。 . . . . .	34
4-1-2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。 . . . .	36
5-1-1	授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目の全てにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。 . . . . .	37
5-1-2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。 . . . . .	39
5-1-3	法曹倫理を必修科目として開設していること。 . . . . .	42
5-2-1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。 . . . . .	43
5-2-2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること，及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。 . . . . .	45
6-1-1	開設科目のシラバスや教材の作成等，授業の計画・準備が適切になされていること。 . . . . .	46
6-1-2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。 . . . . .	47
6-2-1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。 . . . .	71
6-2-2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。 . . . . .	74
7-1-1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が，開設科目等の中で適切に計画され，適切に実施されていること。 . . . . .	78
8-1-1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。 . . . . .	81
8-1-2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。 . . . . .	83
8-2-1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。 . . . .	84
8-2-2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。 . . . . .	87
8-2-3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり，有効に機能していること。 . . . . .	88
8-2-4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。 . . . . .	89
8-3-1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。 . . . . .	92
8-3-2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。 . . . . .	93

8-3-3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。 . . . . .	94
9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。 . . . . .	95
9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。 . . . . .	97
9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。 . . . . .	98
9-2-1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。 . . . . .	99
9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。 . . . . .	100
9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。 . . . . .	101
第4	その他 . . . . .	102
別紙	学生数及び教員に関するデータ . . . . .	103

(様式例)

## 第1 法科大学院の基本情報

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 大学(院)名             | 琉球大学大学院           |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻         |
| 3. 開設年月               | 平成16年4月           |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者      |                   |
| 氏名                    | 高良 鉄美             |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授(研究科長) |
| 連絡先                   | 098-895-8909      |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ      |                   |
| ① 氏名                  | 玉城 勲              |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授       |
| 役割                    | 自己点検・評価委員会委員長     |
| 連絡先                   | 098-895-8207      |
| ② 氏名                  | 伊佐 眞一             |
| 所属・職名                 | 法科大学院係<br>係長      |
| 役割                    | 自己点検・評価の事務担当責任者   |
| 連絡先                   | 098-895-8091      |

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

### 自己点検・評価委員会の組織

認証評価に向けて、法務研究科長と既存の自己評価委員会の委員とで自己点検・評価委員会を組織した。メンバーは、高良鉄美、玉城勲、渡名喜庸安、宮國英男。委員長は玉城勲。

### 自己点検・評価報告書作成のプロセス

#### 1 平成20年2月20日

研究科委員会において、認証評価に向けて自己点検・評価委員会を組織することとそのメンバーを決定した。

#### 2 平成20年2月25日

法務研究財団による自己点検・評価報告書作成の説明会（財団―清永敬文弁護士 本学―高良、玉城ほか法務研究科教員）

#### 3 平成20年3月26日

自己点検・評価委員会において、自己点検・評価報告書の作成につき分担の案を決定

#### 4 平成20年4月2日

研究科委員会で上記案を了承。作成作業に着手。

#### 5 平成20年6月30日

各分担箇所を自己点検・評価委員会に提出。

#### 6 平成20年7月21日

自己点検・評価委員会より意見を付して各分担箇所を返却。

#### 7 平成20年7月31日

各分担箇所を訂正・補充のうえ、再度、自己点検・評価委員会に提出。自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書の原案を作成。

#### 8 平成20年8月6日

研究科委員会で上記原案を審議。

9 平成 20 年 8 月 13 日

研究科委員会で補充すべき箇所を指摘し、全体として了承。

10 平成 20 年 8 月 25 日

自己点検・評価報告書確定。



### 第3 自己点検・評価の内容と結果

1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

#### 1. 現状

(1)これからの法曹は、「国民の社会生活上の医師」<sup>1</sup>として、それぞれの地域の人々や社会の抱える問題に適切に対応できる心と知識を持つ人でなければならない。と同時に、グローバル化が地球の隅々にまで浸透した今の時代は、地域（ローカル）の問題が直ちに国際的（グローバル）な問題につながることを理解しうる法曹でなければならない。

このような時代にあって、本研究科は、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」<sup>2</sup>を育てることを基本理念とする。すなわち、沖縄のもつ地域的特性と国際性をふまえた（グローバル+ローカル=グローカル）法曹の育成を目指す。

(2)この「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」という目指す法曹像について、入学志望者等学外の者に対しては、パンフレット、HPはもちろんのことは法律専門誌等にも紹介記事を掲載して、独自の法曹像についてアピールしている。

(3)授業の際に沖縄の地域的判例を示したり、アメラジアン（Ameri-Asian、米兵とアジア人女性との間に出生した子の総称）問題に言及したりして、ローカルな問題もあふれていることも意識させている。

(4)一部の科目では国際性等を意識するゲストスピーカーを授業に呼んだり、外国人著名人による講演会等を開催したりして、グローカルな法曹像を院生にも意識させている。また、ハワイ大学における短期研修プログラムは学生のみならず引率する教員にとっても本研究科が養成しようとする法曹像を意識する絶好の機会となっている。

#### 2. 点検・評価

「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」という法曹像はパンフレットにも明確に示され、入学した学生もその法曹像を目指して意欲に燃えている。全学において最もその目指す人物像が明確な部局であると評価されている。その法曹像の実現のため、「地域にこだわりつつ」という面では、クリニックにおいて、地域の人々から法律相談を徴しており、地域に貢献する「琉球大

<sup>1</sup> 資料1「設置計画書（抜粋）」「設置の趣旨および必要性」

<sup>2</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」39頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第1条の2（目的）

学法科大学院司法センター（仮称）」を開所するところである。また、「世界を見る」という面では、ハワイ大学ロースクールとの交流や国際シンポジウム、英語による授業などを行っており、その特徴的な面の周知は十分図られている。

### 3. 自己評定

#### B

### 4. 改善計画

地域にこだわる面では今後地域貢献を含め、地域の法科大学院であることをアピールしていきたい。沖縄の地域的特性をふまえ、今後は米国だけでなく、アジアをも意識した法曹教育を展開していくことを検討したい。グローバルな法曹像を常に意識するよう定期的なシンポジウムや講演会の開催等、これまで以上に努力を続けていくことにしたい。

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

## 1. 現状

(1)本研究科には自己評価委員会があり、3人の委員から成っている。自己評価委員会は、授業評価、評価報告書作成をはじめ、自己評価に関わる事項を取り扱う。自己評価委員会規定は現在のところ定められていない。

全学の自己評価作業には本研究科の自己評価委員長が全学自己点検・評価委員会の委員として参加している。

自己評価委員会が中心となって授業評価アンケートを実施しており、実施率は100%である<sup>3</sup>。また、在学生と修了生に対する満足度調査を行った<sup>4</sup>。

(2) 教員の教育・研究環境改善等のためFD委員会があり、3人の委員から成っている。研究科全体のFD会議はFD委員会が中心となって各学期の期末試験の後に例会を行うほか、必要に応じて開催している。時間の許す限り、全日にわたって開催しているが、テーマによっては宿泊しながら2日間にわたって行ったこともある。また、FD委員会が中心となって、他大学から講師をお招きした講演会や国際セミナーを行ってきた。FD活動は継続的になされ、教育改善にある程度効果を挙げてきた<sup>5</sup>。

(3) 授業提供の改革のためカリキュラム委員会があり、3人の委員から成っている。カリキュラム委員会は効果的なカリキュラムのあり方について提言し、研究科委員会で審議している。その結果、「行政法」を2単位増やして「行政法Ⅰ」と「行政法Ⅱ」にし、ハワイ大学短期研修プログラムを単位化した。

また、九州・沖縄4大学連携科目「司法政策論」の遠隔授業を単位互換科目にする等のカリキュラムの改正が行われた。

(4)本研究科の教員が全員参加する研究科委員会（教授会）は、それ自体20人に満たない小回りのきく組織であり、会議の際に自己改革に関する意見を自由に述べている。この会議の中でも多くの指摘があり、自己改革に役立っている。

(5)本研究科の各委員会の委員長よりなる将来計画委員会（FPT Future Project Team）があり、自己改革を含めた大枠での将来計画などを議論している。

(6) 上記の研究科内の自己改革関連組織のほか、本研究科では2-3ヶ月に1度の割合で沖縄弁護士会との連絡協議会を開催している。同協議会には本研究科教員と沖縄弁護士会会員が出席し、法科大学院の現状や問題点などについて情報交換と意見交換を行っている。

<sup>3</sup> 別紙5資料13「学生授業評価アンケート記録」参照。

<sup>4</sup> 資料2「学生に対する満足度調査の結果」、資料3「修了生に対する満足度調査の結果」。

<sup>5</sup> 以上につき、別紙5資料12「FD委員会記録」参照。

## 2. 点検・評価

開設以来、自己評価委員会が置かれており、一応の自己改革等に関し、組織体制は整備されている。また、2007年より、カリキュラム委員会をカリキュラム委員会とFD委員会に分離する等、自己改革の組織・体制の強化が図られたが、さらに教育改善の効果を挙げていくことが望まれる。

## 3. 自己評定

### B

## 4. 改善計画

自己評価委員会による点検体制を強化し、今後の自己改革計画をたてることを検討したい。また、FD委員会の活性化を図り、FD会議の開催頻度を高める計画である。

カリキュラム委員会についても、活性化を図り、引き続きカリキュラムの検討を行っていく。

研究科委員会の中で、さらに総合的な自己改革を図る体制を整えていきたい。

将来計画委員会（FPT）の中で、きちんとした将来計画を策定し、今後の自己改革につなげていきたい。

沖縄弁護士会との連絡協議会は、これまで以上に緊密に協議を行って自己改革に取り組みたい。

### 1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

#### 1. 現状

カリキュラムはパンフレット<sup>6</sup>及びホームページ<sup>7</sup>で公開している。またシラバスもホームページで公開している。講演会やその他の教育活動等に関しては、ホームページのほか、ポスターや新聞等で情報提供をしている。また、2008年7月より、「法科大学院院長報告」（原則月刊）を別途作成し、学内に配布するとともに、関係機関（弁護士会等）に配布している<sup>8</sup>。

パンフレット及びホームページには問い合わせ先が明記されており、学内外からの質問に対しては主として事務が対応し、学内外からの改善提案に対しては主として研究科長が対応しているが、協議を要する場合には研究科委員会の議を経て対応している。

上述の「法科大学院院長報告」は、本研究科の教育活動・方針や学内の情報、イベントなど各種のニュースを学生や他学部などに向け発信している。学内外の指摘についてはこの院長報告で言及されることがある。

#### 2. 点検・評価

教育活動については、ハワイ大での研修プログラムなど内容的に特徴のある項目はおおむね開示状況が良好であるが、もう少し詳細で迅速に対応するなど、工夫をする必要がある。

学内外からの質問や提案があった場合の対応等にも、迅速性のほか、正確性の面で文書による回答も検討する必要があるだろう。

#### 3. 自己評定

B

#### 4. 改善計画

ホームページのスタイル、構成についてはより読みやすくするために改良を加えることを検討する。また、教育活動に関する情報公開については新しい情報を適切に公開するためにホームページの更新の頻度を高める必要があり、そのためには現在のスタッフで対応できるか、それとも業者に委託する必要があるか検討する必要がある。

---

<sup>6</sup> 別紙5資料1「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」

<sup>7</sup> 本研究科HP URL：<http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/examination.htm>

<sup>8</sup> 資料4「法科大学院院長報告」

#### 1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

##### 1. 現状

(1)教育活動の重要事項のうち、法科大学院のカリキュラムについては、自主性・独立性をもって本研究科の研究科委員会で意思決定がなされる。法文学部の法律専攻への科目提供の分については、専攻の要請に配慮して、研究科委員会で決定し、提供科目を通知するようになっている。法律専攻との合同会議が適宜開催されるが、最終的な提供科目、時間割等は研究科委員会の会議で決めている。

学生の入学、修了等の学生の身分に関する案件についても、自主性・独立性をもって本研究科の研究科委員会で意思決定がなされている。

(2)新任教員の採否等の人事についても、本研究科委員会で決定している。人事については、法文学部の法律専攻への科目提供の問題もあり、専攻代表を加えた人事委員会を適宜開催し、基本的事項を検討している。その後、法律専攻との合同会議が適宜開催され、意見交換が行われるが、教員の選考については、本研究科委員会が審議決定権を有している。

大学全体の全学人事委員会は、採用の開始許諾のみであり、教員人事における選考は最終的に法科大学院の会議で決定する。

(3)予算等については、部局の配分内訳も大学本部で決定され、部局はそれを幾分修正することができる程度で、予算に関する権限が限られている。

(4)このように、予算は別として、意思決定の自主性・独立性は確保されている。むしろ法律専攻との合同会議をより頻繁に開催し、双方にどのようなことが問題としてあるのか、意思疎通、情報共有を進める必要がある。

##### 2. 点検・評価

予算は別として、意思決定の自主性・独立性は確保されている。予算の関係においては、柔軟な対応ができていない面がある。今後は大学本部は各部局の総枠の予算額のみを決定し、その中の配分内訳については各部局で決定する方式を採用し、本研究科が自らの考えにより自主性・独立性をもって予算を立てることができるように改善すべきである。もともと、その場合に懸念されるところの、予算の内容、用途等の透明性、説明責任などは当然確保する必要がある。

##### 3. 自己評定 合

##### 4. 改善計画

上記の配分方式の改善のほか、大学本部が各部局の総枠の予算額を決定するに際しても各部局が意見をのべることができるような制度を設けるよう大学当局に要請する。

- 1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

#### 1. 現状

本研究科開設後しばらくは非常勤教員の担当する科目の一部につき便覧に記載した通りの年度・学期に提供することができないという事態が生じた。その原因は担当教員側の事情によるものもあったが、多くは予算が確保できていないということによるものであった。現在は便覧に記載した通りに提供しているが、それは必ずしも必要が予算が確保されていることを意味するものではなく、本研究科開設時には毎年開講を予定していたものを隔年開講に変更した科目も存する。

非常勤教員の担当科目については時間割や集中講義の日程、公表が遅れがちである。

#### 2. 点検・評価

授業科目の提供自体は対応できているが、時間割や提供時期（集中講義の日程）の確定等が早い段階で決まる必要がある。

#### 3. 自己評価 合

#### 4. 改善計画

集中講義の日程をもっと早く確定してほしいという院生からの要望があり、そのように努力したい。その他の非常勤教員の担当科目についてもできるだけ時間割を固定化し、早めに公表できるようにしたい。



1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

## 1. 現状

(1)「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」という法曹像から、一つには地域性を特徴としている。地理的特性として、本学は亜熱帯島嶼地域にあり、本研究科は、離島などの司法過疎地域の問題に対応する必要があることから、経済的基盤が弱く、所得の低い狭い地域で発生しうる問題などに関係する科目提供を行っている。例えば、自治体法学、倒産法、民事執行・保全法、島嶼経済学などがある。

また独自の文化的要素もあり、慣習と法の衝突など特徴的な問題があり、マイナリティ法などを提供している。クリニックにおいても、消費者問題や契約問題、倒産問題など地域に根付いた法律問題を扱っている。

離島島嶼県にある法科大学院として、離島過疎地域に対するリーガルサービスをどのように展開すべきか、具体的に離島にはどのような問題があるかを検討するために、離島を訪問し簡易な聞き取りと交流を行っている。

(2)二つめに国際性を特徴としている。アジア・パシフィックに開かれた沖縄の持つ地理的特性、中国文化や日本文化、アメリカ文化などが入り混じった文化的特性、および中国との交易時代や琉球王国、沖縄県、そして米国統治、さらに沖縄県へと復帰した歴史的特性を、国際性の要素としてそのまま特徴的に活かすことを目指している。国際性に関連した科目としては、国際法、国際取引法、国際人道法、国際民事訴訟法、アメリカ法、米軍基地法、アメリカ法調査等を提供している。

現在も米軍基地が存在している点から、「米軍基地法」は非常に特徴的な科目であり、授業の一環として米軍基地訪問や軍事法廷訪問、米国総領事との意見交換などを行っている。

また、米軍の駐留による国際結婚など国際家族法に関わるアメリカン問題（本県の場合には米兵と沖縄女性との間に生まれた子どもが多く、扶養問題や修学問題、生活問題など多くの法的問題を抱えている）に対し、法律相談を行うなどの特徴的な取組がなされている。琉球大学司法センター（仮称）の設置も地域的かつ国際的問題への対応ということで、アメリカン問題への法的救済を念頭に置いている。

(3)地理的、文化的、さらには歴史的にも中国交易と米国統治、島嶼性など「アジア・パシフィック」を意識し、米国の中のアジア・パシフィックを意識する地域であるハワイとの関係を密にするため、ハワイ大学ロースクールとアカデミックな交流を深く追求している<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> ハワイ大学ロースクールとの交流につき、本研究科HP URL：  
<http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/examination.htm> 参照。

ハワイには多くの沖縄県系人が在住しており、現地で法曹に携わる者も多いことから、ハワイ大学ロースクール短期研修プログラム実施の際には、沖縄県系人弁護士らとの意見交換会など交流を持っている。また、同短期研修プログラムでは、ハワイの法律事務所を訪問し、質疑応答などを行っており、同じ島嶼地域であるハワイにおける法律問題やリゾート観光地域であることから来る法的問題などの情報も得ることができるような形で取り組んでいる。

## 2. 点検・評価

「地域にこだわりつつ世界を見る法曹人」の養成をスローガンとする本研究科は、地域性、国際性に関連する科目を提供してほか、開設時当初から現在まで、毎年ハワイ大学のロースクールと交流している。このように開設当初から現在まで海外のロースクールと交流している法科大学院は他にほとんど例がなく、本研究科の特徴とすることができる。今後さらに継続するためには、学生派遣費補助や研修費補助などの資金的な援助に課題がある。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

科研費などを含め、各種の研究・国際交流補助金の獲得に努力し、さらに特徴を活かして、国際性を広げる戦略を展開していく計画である。

2-1-1 適切な院生受け入れ方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

### 1. 現状

(1)本研究科は、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成を基本理念とし、それに相応しい学生を受け入れるため、入学者選抜に当たっては、

ア 多様なバックグラウンドを有する人材に広く門戸を開放するという趣旨を徹底し、法学既修者のためのコースを設けず、すべて3年制とする。

選抜に当たっては、法学既修者と未修者を区別せず平等に扱う。法律科目試験は行わない。

イ グローカルという教育理念に沿うよう、英語力を重視した特別枠を設ける。

ウ 多様な人材を確保するため、資格、経歴を積極的に評価する。

という3つの基本方針を定めている<sup>10</sup>。

この基本方針に従って具体的な選抜基準および選抜手続を定めている<sup>11</sup>。

(2)2006年度からは東京にも試験会場を設け、沖縄の試験会場と全く同一のタイムスケジュールで入学試験を実施している。

(3)入学定員30名のうち、25名を一般選抜制度によって、5名をとくに英語を重視する特別選抜制度によって、それぞれ選抜している。選抜方法は、一般選抜では適性試験の成績、提出書類、小論文および面接の総合得点を、特別選抜ではこれらにTOEFLまたはTOEICのスコアを加えた総合得点を判断する方法がとられている。一般選抜と特別選抜には、下の表のように別個の配点基準が適用される。

科目	配点	
	一般選抜（100点）	特別選抜（100点）
適性試験の成績	20点	10点
提出書類	20点	10点

<sup>10</sup> 別紙5資料6「平成21年度琉球大学大学院法務研究科学生募集要項」裏表紙参照。

<sup>11</sup> 別紙5資料6「平成21年度琉球大学大学院法務研究科学生募集要項」参照。

小論文	30点	25点
面接	30点	25点
TOEFL又はTOEICのスコア	—	30点

(4) 合格者の判定は、上記の基準によって出てきた結果（成績）のみによって行い、それ以外の要素は一切考慮しない。ただし、適性試験、小論文、面接試験の点数のうち、いずれかで著しく低いものがあるときは、総合点のいかんにかかわらず、不合格とすることがある。

(5) 学生受入の基本方針、選抜基準、選抜方法については、8月中旬に配布する学生募集要項によって一般に公開すると同時に、本研究科のホームページ<sup>12</sup>にも掲載する。募集要項の公開と前後して、本学および東京会場において入試説明会を開催しており、その際には、募集要項やパンフレットによって本研究科の基本理念も含めて入試関係の説明を行っている。

## 2. 点検・評価

(1) 提出書類の審査は、複数の教員が受験生全員の書類を採点しその結果の平均値を出すという方式で行われており、書面審査の客観性は保たれている。

提出書類の志願書、志願理由書等で資格や経歴等を積極的に評価することにしており、そのことは、面接においても確認される。面接は、本研究科専任教員（みなし専任も含む）3名一組で構成された面接委員によって、受験者を何組かに分けて行われる。3名の面接委員の平均値が当該受験者の得点となる。面接試験終了後、各組の平均値に大きな食い違い生じていたときは会議を開いて調整することになっているが、現在までにそのような調整が必要となったことはない。

(2) 下の表のように、英語重視の特別選抜には、TOEICの成績の高い者が入学しており（入学者の平均は900点前後）、入学後の成績も総じて優秀である。2006年度を除いて、特別選抜の入学者は5名以上を確保している。

<sup>12</sup> 本研究科HP URL : <http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/examination.html> 参照。

	人 数	最高点	最低点	平 均
2004年度入学者	6名	975点	900点	952点
2005年度入学者	5名	975点	900点	938点
2006年度入学者	4名	930点	810点	871点
2007年度入学者	5名	990点	835点	905点
2008年度入学者	6名	950点	820点	893点

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

一般選抜、特別選抜ともに、現在の配点基準が適正かについては検討の余地がある。とくに、適性試験、小論文、面接の各成績が入学後の成績や新司法試験の合否とどのように相関関係があるかについては、アカデミックデータ委員会が分析作業を行っており、すでに第1期生についてある程度の結論を得た<sup>13</sup>。今後はさらに他の入学年度生についても解析を急ぎ、その結果を将来の募集要項に反映させることも視野に入れている。

<sup>13</sup> 資料5「平成19年3月修了生の入試成績・法科大学院成績・新司法試験成績の相関関係について」

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

### 1. 現状

(1) 入学者選抜手続は、募集要項にしたがって行われている。提出書類および小論文の採点は、それぞれ、複数の採点委員が受験生全員について採点しその平均値を出すという方法で客観性を確保している。面接は、面接委員全員が面接方法について打ち合わせをしたうえで<sup>14</sup>、受験生の数に応じて3~4のグループに分かれて実施される。受験生一人に対し3名の面接委員が質疑を行い、各委員が10点満点でつけたものの平均値が当該受験生の得点となるが、面接試験終了後に各グループの平均点を比較して著しい差が生じているときは、面接委員全員による会議で得点の調整を図ることにしている。もっとも、実際にそのような調整が必要となったことはこれまでに一度もない。

(2) 試験の結果については、一般選抜および特別選抜ごとに配点基準にしたがった一覧表が作成され、研究科委員会で総合点の高い順に合格者を決定している。

(3) なお、過去5回の入試判定について、選抜の公正さや公平さを疑うような投書や口頭でのクレームは、これまでに一度もなかった。また、個人成績については、個人成績開示制度にしたがい、開示願いを提出した者に対して総合点と順位を開示している。

### 2. 点検・評価

入学者選抜は、募集要項にしたがった基準及び手続で厳正に実施されており、総合点の高い順に合格者が決定されている。

### 3. 自己評定 合

---

<sup>14</sup> 別紙5資料9「面接実施要綱（試験官用）」参照。

#### 4. 改善計画

入学者選抜の実施に関しては、差し迫った改善の必要はない。

2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

本研究科は既修者コースを有していない。



2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が，所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

本研究科は既修者コースを有していない。

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を 除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 2006年度	30名	13名	11名	18名
合計に対する 割合	100.0%	43.3%	36.7%	60.0%
入学者数 2007年度	29名	10名	7名	13名
合計に対する 割合	100.0%	34.5%	24.1%	44.8%
入学者数 2008年度	32名	19名	17名	23名
合計に対する 割合	100.0%	59.3%	53.1%	71.2%
3年間の入学者 数	91名	42名	35名	64名
3年間の合計に 対する割合	100.0%	46.2%	38.5%	70.3%

(1) 上記の表のように、「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は、いずれの年も30%を超えている。

(2) 入学者のその他の属性についても、たとえば琉球大学出身者か否か、沖縄県在住者か否か、男女比などの観点から見て、多様な人材が得られている。とりわけ、本研究科は女性の比率が高いものと思われる。

	男 性	女 性	女性の比率
2006年度入学者	18名	12名	40.0%
2007年度入学者	22名	7名	24.1%
2008年度入学者	11名	21名	65.6%

(3) 「法学部以外の学部出身者」とは、本研究科では「非法学部出身者」と呼ばれており、これは、「①大学で修得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者」、「②大学院で修得した専門科目の単

位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者」のいずれにも該当しない者をいう<sup>15</sup>。また、「実務等の経験のある者」とは、本研究科では「社会人」と呼ばれており、これは、「大学の学部を最初に卒業した後、学部または大学院で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者」であって「その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をしていた者は除かれる」と定義されている<sup>16</sup>。これまで、本研究科では「社会人」を「大学の学部を最初に卒業した後、学部または大学院で学んだ期間を除き、入学時において満5年以上を経ている者」とだけ定義していたが、学生生活を終え社会経験を積んできた者を広く受け入れるためには5年以上経過の要求は厳格に過ぎいたずらに受験意欲を削ぐと思われたこと、他方、単に受験生としての生活を送ってきた者を除外する意図が明確に外部に示されていなかったことに鑑み、2009年度の募集から上記のように改めることとした。

(4)なお、本研究科開設当初から2007年度までの学生募集要項には「合格者のうち、社会人・非法学部出身者の合格者数が10名を下回ることはないように決定します」と明記されていたが、これでは社会人・非法学部出身者を、たとえ入試成績の順位がいかにも下位であったとしても必ず10名（3割）は合格させる方針であると誤解されるおそれがあった。そこで、2008年度の募集要項からは「できるだけ10名を下回ることはないような配慮をしたうえで合格者を決定します」<sup>17</sup>と表現を改めて、「10名の合格」が望ましい目標であり、そのための配慮は行うが、必ず10名の合格者を出すとは限らないことを外部に対して明確に伝えることとした。

(5)上述の通り、これまでのどの年度を見ても、入学者数に対して社会人・非法学部出身者が占める割合は要求される基準を大幅に超えており、現状では3割を切るという危惧はほとんどない。しかし、万が一社会人・非法学部出身者の合格候補者が10名を下回る事態が生じた場合は、研究科委員会を開催してできるだけ10名に近づけるように審議すること、その際の方針として、個々の対象者について、他の合格候補者と比べて入試成績が著しく劣ってい

---

<sup>15</sup> 別紙5資料6「平成21年度琉球大学大学院法務研究科学生募集要項」1頁参照。

<sup>16</sup> 同1頁参照。

<sup>17</sup> 同1頁参照。

ないか、提出書類や面接で明らかにされた社会人・非法学部出身者ならでの経歴・特技等にとくに汲むべきものがあるかなどを実質的総合的に検討し救済に値する者かどうかを判断することが、研究科委員会での了解事項となっている。

## 2. 点検・評価

現状では、3割以上の確保という目標は十分達成されている。また、「社会人」の定義を見直し適正化したことにより、これまで以上に多様で適切な人材を確保できるように改善された。

## 3. 自己評定

合

## 4. 改善計画

現時点で具体的な計画はないが、入試に関する専門委員会を常設して入学者の属性や傾向等を調査・分析し、多様性をさらに確保するための方策にその結果を反映させることが考えられる。

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

#### 1. 現状

本法科大学院の一学年の定員は30人であるため収容定員数は90人である。これに対し、2008年現在の専任教員総数は16人である<sup>18</sup>（教員定員は18人で、現在、2人の准教授を公募中）。

専任教員の適格性について、採用時の検証としては、研究科委員会により選任された選考委員からなる選考委員会による業績審査・面接審査を経たうえで、研究科委員会において採用につき審議し、決定している<sup>19</sup>。

自己点検時の検証としては、専任教員の教員個人調書と学生による授業評価アンケートの結果により、研究科長が検証をした。

#### 2. 点検・評価

上記のように、本法科大学院には専任教員が16人おり、その学生比率は5.6名に1人となる。学生15人に専任教員数1人という基準を十分満たしている。採用時の適格性の検証の方法には問題がない。自己点検時の検証については、本研究科においては授業評価アンケートの共有化が始まったばかりで<sup>20</sup>、共有化に基づく検証は今回はしていない。

#### 3. 自己評定 合

#### 4. 改善計画

専任教員の適格性の検証の方法のうち自己点検時のそれについては、将来は学生による授業評価アンケートの結果の共有化により組織的に行う方向を確認している。

---

<sup>18</sup> 本報告書巻末「学生数及び教員に関するデータ」「教員一覧」参照。

<sup>19</sup> 資料6「琉球大学大学院法務研究科教員選考内規」第5条、第6条、第10条参照。

<sup>20</sup> 後出「4-1-2 学生評価 2. 点検評価」参照。

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

本法科大学院においての法律基本科目についての必要教員数と実員数は以下の通りである。

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	2名	6名	2名	1名	2名	1名

2. 点検・評価

上記の評価からすべての法律基本科目の分野において専任教員数は基準の必要数を満たしている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

本法科大学院には16人の専任教員がおり、そのうち「5年以上の実務経験」を有する実務家教員の専任教員数は7人である<sup>21</sup>。

2. 点検・評価

以上のように、「5年以上の実務経験」を有する専任教員が7人で、実務家教員の専任教員比率は43.8%で、基準である20%を上回っている。

3. 自己評定  
合

4. 改善計画  
特になし。

---

<sup>21</sup> 本報告書巻末「学生数及び教員に関するデータ」「教員一覧」参照。

### 3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1. 現状

教授の資格要件および認定手続については、「琉球大学教員選考基準」<sup>22</sup>および「琉球大学大学院法務研究科教員選考内規」<sup>23</sup>で定められており、これに基づき法務研究科委員会が決定している。

専任教員全員の数と、その内の教授の数は以下の通りである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	9名	0名	9名	4名	3名	7名
計に対する割合	100%	0%	100%	57%	43%	100%

#### 2. 点検・評価

全専任教員に対する教授の割合は81.2%であり、基準である50%を上回っている。

#### 3. 自己評定 合

#### 4. 改善計画 特になし。

<sup>22</sup> 資料7「琉球大学教員選考基準」

<sup>23</sup> 資料6「琉球大学大学院法務研究科教員選考内規」



3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0名	2名	7名	0名	0名	9名
		0%	22.2%	77.8%	0%	0%	100.0%
	実務家教員	1名	4名	2名	0名	0名	7名
		14.3%	57.1%	28.6%	0%	0%	100.0%
合計		1名	6名	9名	0名	0名	16名
		6.3%	37.5%	56.3%	0%	0%	100.0%

2. 点検・評価

本法科大学院の専任教員の年齢構成の中心は40～50歳代である。教育・研究面のいずれにおいても、ある程度の経験を有したうえで、今後の水準向上が望める世代である。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

### 3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	9名	7名	13名	5名	34名
	26.5%	20.6%	38.2%	14.7%	100.0%
女	0名	0名	2名	1名	3名
	0%	0%	66.7%	33.3%	100.0%
全体における 女性の割合	0%		14.3%		8.1%

#### 2. 点検・評価

本研究科開設時には女性の専任教員が2名いたが、その後、2名とも退職し、現在は女性の専任教員はいない。女性の教員としては、兼任・非常勤として3名が教育に当たっている<sup>24</sup>。女性の専任教員がないという現状はジェンダー構成の点で問題であることは認識しており、女性の専任教員を採用できるよう努力している。

#### 3. 自己評定

C

#### 4. 改善計画

女性の専任教員を採用できるよう努力している。

<sup>24</sup> 本報告書巻末「学生数及び教員に関するデータ」「教員一覧」参照。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状<sup>25</sup>

【2006年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	6	1	6	—	1 コマ 90分
最短	0	3	1	3	—	
平均	3.4	4.5	1.0	4.6	—	

【2006年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	7	2	2	5	—	1 コマ 90分
最短	2	2	1	4	—	
平均	3.6	2.0	1.6	4.4	—	

【2007年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5	5	2	6	—	1 コマ 90分
最短	1	4	1	2	—	
平均	3.3	4.3	1.3	3.7	—	

【2007年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	3	2	7	—	1 コマ 90分
最短	2	1	1	4	—	
平均	3.7	2.3	1.3	4.9	—	

【2008年度 前期】

教員区分	専任教員	みなし専任教員	兼任教員	備考
------	------	---------	------	----

<sup>25</sup> 資料8「担当コマ数一覧」参照。

授業 時間数	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	4	2	5	—	1コマ 90分
最短	1	1	1	2	—	
平均	3.3	3.0	1.3	3.9	—	

## 2. 点検・評価

上記の学期の担当コマ数の平均は、専任教員の中の研究者教員は**3.5**コマ、実務家教員は**3.2**コマである。しかも、専任教員の多くは法文学部の授業も担当しており、この数字は、本研究科の授業ほどは準備を必要としない法文学部の授業の担当も含めたそれである。それゆえ、十分な準備をして授業に臨むことができる、適当な授業時間負担といえる。また、兼任教員の担当コマ数の平均は**4.3**であるが、本研究科の授業の担当は少ないので、負担が重いとはいえない。なお、みなし専任教員の平均は**1.3**コマである。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

特になし。

### 3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

#### 1. 現状

教員の授業やその準備等を支援するため、株式会社TKCが提供するオンラインのTKCのシステムが採用され、レジュメの配付、判例検索、文献検索、質問の授受など、多機能な仕組みが用意されている。また、中央図書館とは別に、院生と共同の資料室に文献が準備されている。授業のためのコピー機器も、学部と兼用ではあるが、整備されている。資料室にもコピー機は整備されている。

教員総数	職員総数	TAの総数
31名*	4名	なし

\* 兼担、非常勤を含む。

授業で配付する教材・レジュメは各担当教員が作成している。配付は主としてTKC教育支援システムによっている。そのため、TKC教育支援システムは授業に欠かせないものとなっている。そのほか、TKC教育支援システムによって配付することのできない資料はコピーして配付している。

定期試験問題の印刷や定期試験の実施も各担当教員が行っている。TAの制度は存しない。

#### 2. 点検・評価

TKC教育支援システムは採用しているが、授業の準備や定期試験の準備・実施のために務職員の支援は得られない。またTA制度も存しない。

#### 3. 自己評定

C

#### 4. 改善計画

資料室の整備は、図書費を工面して、充実する方向である。大学としてはTA制度を有しているので、本研究科でもTA制度の採用を検討する必要がある。

### 3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1. 現状

研究活動は、基本的に個々の教員の独自性にゆだねられている。支援制度は特にはない。

教員が研究活動のために使用できる資金額は、年間 20 万円程度であり、十分とは言えない。科研費、学内研究資金等、様々な資金源を模索しているが、十分であるとは言い難い。研究休暇制度はない。

研究室は、それぞれの専任教員に個室が与えられている。みなし専任教員は数人でひと部屋を共同しているが、出勤日が異なるため、特に不自由はない。

法科大学院の教員は、少なくとも当面は教育に資源を集中しなければならぬが、そのような状況においても研究活動は不断に行われている。

#### 2. 点検・評価

教員の研究活動を支援するための制度や環境の充実度は、一応の程度に達しているとは言えるが、研究費の額や研究休暇制度のないことなど、問題点も抱えている。しかし、研究費については、科研費等の外部資金を得る試みがなされている。研究休暇制度は、スタッフの人数が少ない小規模法科大学院である本研究科では、当面、実現が困難である。

#### 3. 自己評定

C

#### 4. 改善計画

科研費を含め、外部資金を得る方策を検討する必要がある。

4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1)FD活動の「取り組み体制」としては、企画し、実施する組織として、FD委員会があり、3人の委員から成っている。FD委員会規定は現在のところ定められていない。小規模法科大学院であるため、FD委員会の主導のもと、研究科委員会で協議しながら、運営を進めている。

(2)研究科全体のFD会議は各学期の期末試験の後に行うほか、必要に応じて開催している。これまで、新司法試験の傾向研究、他法科大学院の現状分析、未修者教育の検討などのテーマでFD会議を行った。そのほか、必要に応じて、公法系、刑事系、民事系、実務系など系ごとのFD会議を開催している。FD会議のほか、シンポジウムやセミナーも行っている。これまで、愛知大学との共同によるシンポジウム、合格者体験談を語る会などを行った。

(3)次に、「取り組み内容」としては、「教え方」の改善、特に法学未修者の教え方を議論している。「教える内容」については、基本的には各教員に委ねられるが、系ごとに会議を開き、教材や教育方針について、話し合っている。実際に会って話し合うのとはまた別に、メーリングリストや個別のメールのやりとりを通じて、意思疎通が図られている。

(4)FDには、おおむね専任教員全員が参加している。FD会議のために、合宿をしたこともある。

(5)FDの記録（議事録）や成果物（報告書等）は、別紙<sup>26</sup>の通りである。教員の授業の相互見学は開設当初から不定期ながら実施されている。加えて、本年度から、弁護士会との連携の一環として、沖縄弁護士会法科大学院特別委員会委員による授業参観と意見交換の試みも始まっている。

(6) なお、2007年度のFDの開催実績は以下の通りである。

2007年6月23日	愛知大学法科大学院との共同FD
2007年8月22日～23日	第2回FD
2007年1月12日	第3回FD
2008年2月23日	第4回FD

各FDについて、詳細を記す。

[第1回FD]

- ・加藤克佳愛知大学教授「愛知大学法科大学院の現状と課題－研究者教員の立場から」
- ・愛知大学教授榎本修「愛知大学法科大学院の現状と課題－実務家教員の立場から」

<sup>26</sup> 別紙5資料12「FD委員会記録」

- ・パネルディスカッション「小規模法科大学院における教育のあり方」

[第2回FD]

- ・武田昌則准教授「愛知大学・民事法総合演習／物権法授業参観報告」
- ・宮城哲准教授「新司法試験で期待されている答案の内容について－新司法試験から探る法科大学院で教えるべき学識と応用力」
- ・藤田広美教授「書記官研修所、裁判所職員研修所の研修プログラムとロースクール教育」
- ・共同討議「新司法試験で期待されている答案の内容と本法科大学院の試験問題の検討」

[第3回FD]

- ・武田昌則准教授「未修者教育に関するシンポジウムの報告とこれに基づく提言」
- ・藤田広美教授「要件事実教育とカリキュラム再編成」

[第4回FD]

- ・高作正博准教授「授業方法－基本法科目と演習科目」
- ・青木孝之教授「授業方法－基本法科目と演習科目」

2. 点検・評価

FD活動は継続的になされ、教育改善にある程度の効果を挙げてきたが、今後は今以上に活性化し、更に教育改善の効果を挙げていくことが望まれる。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

FD活動を更に活性化することについて検討する。



- 4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1. 現状

本研究科では自己評価委員会が案を作成し研究科委員会で承認した質問項目について、担当教員が専任か否かを問わず、すべての授業科目について各学期の途中で学生による授業評価アンケート（無記名）を実施している。IT教育支援システムを利用し、アンケートの実施率は100%である。また、全科目の回答率の平均は2006年度後期が66%、2007年度前期が30%、2007年度後期が70%、2008年度前期が72%である<sup>27</sup>。アンケートの結果はそれぞれの項目についての全科目の平均点とともに担当教員に開示し、担当教員はそれを授業運営の参考にしている。また、2008年1月に在学生に対する満足度調査および修了生に対する満足度調査を実施した<sup>28</sup>。

### 2. 点検・評価

教員の多くはアンケートの結果を今後の授業に積極的に活かしていこうと考えており、実際にもアンケートの結果を受けて授業を改善している。また、教員の中にはアンケートの結果を受けての自己評価を学生に公表している者もいる<sup>29</sup>。

しかし、これまで、個々の科目のアンケートの結果は、担当教員のほかは研究科長のみが知ることができるにすぎず、結果をどう活かすかは担当教員に委ねられてきた。もっとも、設立当初は評価の悪い科目については研究科長が担当教員に事情を聞くことは行っていた。2008年度前期から、アンケートの結果をFD委員会が掌握し、全体の状況を研究科委員会に報告することになり、アンケートの結果の一定程度の共有化がなされるにいたった<sup>30</sup>。満足度調査の結果を見る限り、本研究科全体としては授業に対する学生の満足度は高い。

### 3. 自己評定

C

### 4. 改善計画

アンケート調査の結果の共有化に基づき、教育内容や教育方法の改善に組織

---

<sup>27</sup> 別紙5資料13「学生授業評価アンケート記録」

<sup>28</sup> 資料2「学生に対する満足度調査の結果」、資料3「修了生に対する満足度調査の結果」。

<sup>29</sup> 資料9「法務研究科授業担当教員アンケート結果」参照。

<sup>30</sup> 別紙5資料12「FD委員会記録」「平成20年度3」参照。

的にどのように取り組むかが今後の課題である。

- 5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

## 1. 現状

- (1)法律基本科目 28 科目、実務基礎科目 8 科目、基礎法学・隣接科目 6 科目、展開・先端科目 22 科目が開設されている<sup>31</sup>。

2007 年度修了生のそれぞれの修得単位数の平均は以下の表の通りである。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	60.00	—
実務基礎科目	11.21	—
基礎法学・隣接科目	4.07	—
展開・先端科目	18.71	—
4 科目群の合計	93.99	—

学生が各科目群のいずれかに過度に偏ることなく履修できるように、学生便覧に科目群毎の修了要件が明記されている（法律基本科目 60 単位、実務基礎科目 11 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 18 単位）。

- (2)なお、本研究科では、法律基本科目における理論教育を実務的観点から補うべく、修了要件外の授業として、法学基礎講義が提供されている。ここでは、例えば、民事系科目で早い段階から要件事実論の導入部分を紹介したり、実体法・手続法の区分にこだわらない問題解決型のケーススタディを実施するなどの試みがされている。2007 年度修了生のその修得単位数の平均は 5.21 である。

## 2. 点検・評価

- (1)授業科目が 4 科目群すべてについて開設されている。

1 年次学生は必修科目として、法律基本科目 13 科目と実務基礎科目 1 科目のみを履修する。基礎法学・隣接科目と展開先端科目は 2・3 年次学生の配当科目である<sup>32</sup>。

法曹としての基本的資質能力の養成に重点をおきつつ、個性ある法曹を育成するという考え方にに基づき、学年進行に合わせて法律基本科目の履修が減り、他方で基礎法学・隣接科目と展開先端科目の履修が増えるという授業科目構成をとっており、3 年間を通して、各科目群のいずれかに過度に偏ることのないような配慮がなされている。実際にも、上の表にあるように、学生の

<sup>31</sup> 別紙 5 資料 2 「平成 20 年度琉球大学法務研究科便覧」 42 頁、43 頁別表参照。

<sup>32</sup> 別紙 5 資料 1 「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」 3 頁参照。

履修が各科目群のいずれかに過度に偏っているということはない。

科目群がその目的に適合した科目となっていると考えている。

(2)一部の科目で補習が行われたが、「5－2－2 履修登録の上限」にあるように、時間数も少なく、他の科目の自学自修をする時間的余裕を失わせているということはない。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

特になし。

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

### 1. 現状

(1)下記のように、1年次には法律基本科目のうちの講義科目を中心に履修していくように開設している。また、2年次には演習科目を中心に、3年次には総合演習科目を中心に開設されている<sup>33</sup>。

開設年次	開設科目
1年前期	統治、人権、契約法Ⅰ、契約法Ⅱ、所有権法、不法行為法 刑事法ⅠA、刑事法ⅡA、法情報調査・法文書作成、 法学基礎講義Ⅰ
1年後期	憲法演習、契約法Ⅲ、担保法、商法Ⅰ、刑事法ⅠB、民事訴訟法Ⅰ 行政法Ⅰ
2年前期	民法演習Ⅰ、刑法演習、家族法総合、商法Ⅱ、社会保障法、労働法、 民事訴訟法Ⅱ、基礎民事訴訟、食品安全法、行政法、倒産法、 金融商品取引法、米軍基地法、アメリカ法、島嶼経済学
2年後期	民事訴訟法演習、商法演習、行政法演習、刑事司法演習、民法演習 Ⅱ、国際人道法、比較憲法、国際民事訴訟法、租税法、企業活動と 経済特区に関する法、民事執行・保全法、医療と法、展開民事訴訟、 自治体法、経済法、知的財産法、ロイヤリング、ITと著作権
3年前期	公法総合演習、民事総合演習Ⅰ、労働法、社会保障法、食品安全法、 倒産法、金融商品取引法、米軍基地法、アメリカ法、島嶼経済学、 刑事訴訟実務の基礎、クリニック、法曹倫理
3年後期	倒産法演習、民事法総合演習Ⅱ、刑事法総合演習、国際人道法、比 較憲法、民事執行・保全法、医療と法、展開民事訴訟法、模擬裁判、 自治体法、エクスターンシップ、経済法、知的財産法、ITと著作 権、国際民事訴訟法、租税法、企業活動と経済特区に関する法

(2)法律基本科目の中の講義科目は、憲法は1年次前期に、民法、刑法は1年次前期、後期に、民訴、刑訴、商法は1年次後期、2年次前期に開設される。

法律基本科目の中の演習科目は、1年次後期の憲法演習を皮切りに、2年次前期、後期に基本科目の演習が開設される。3年次には総合演習が開設され、1、2年次の演習を踏まえて、総合問題に対応できるように組んでいる。

実務基礎科目も、1年次の法情報調査・法文書作成、2年次の民事訴訟実務の基礎、ロイヤリング、3年次の刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理、クリニック、模擬裁判、エクスターンシップと積み上げ方式で行っている。

基礎法学・隣接科目および先端・展開科目は、2年次から履修できるように

<sup>33</sup> 別紙5資料1「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」3頁参照。

なっており、各学生の関心のある科目や1年次の基礎的学習を終えたもので対応できる科目を各自の判断で履修可能にしている。

(3)本研究科の特徴はその理念に示されるように「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人の養成」<sup>34</sup>いわばグローバルな法曹の養成である。

ア ローカルにしてもインターナショナルにしても基礎力の確実な養成が肝要であるため、1年次前期、後期、2年次前期は法律基本科目のうちの講義科目を中心に開設している。

法律基本科目と実務の架橋を1年次から意識してもらうために、修了単位とならない履修任意の法学基礎講義を提供している。法学入門という意味も有している。

イ インターナショナルロイヤー養成のため、国際法や国際取引法など国際関係法だけでなく、米国ロースクールの教授や米国弁護士登録者、日本の国際政治学教授らによる科目を開設している。具体的には法律英語、アメリカ法、アメリカ法調査、米軍基地法、日米関係である。そのうち、法律英語、アメリカ法、アメリカ法調査は英語で授業を行っている。

ウ 沖縄という地域に特有な科目を基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開設している。具体的には米軍基地法、企業活動と経済特区に関する法、マイナリティー法、日米関係、島嶼経済学等である。

エ 自治体法学、社会保障法、税法、食品安全法、証券取引法などは主にホーム・ロイヤーを目指す者に対して、アメリカ法、アメリカ法調査、法律英語、国際法、国際取引法、ITと著作権などは主にインターナショナル・ロイヤーを目指す者に対して、開設している。

オ 九州・沖縄法科大学院教育連携により、「司法政策論」、「エクスターンシップ」、2008年度後期からは「医療と法」につき単位互換が可能となった。

カ 2007年度に倒産法、税法、2008年度に基本民事訴訟、展開民事訴訟、倒産法演習、金融商品取引法、アメリカ研修プログラムが開設された。

## 2. 点検・評価

体系性については法律基本科目の中の講義科目、法律基本科目の中の演習科目、実務基礎科目の開設状況は特に問題はないと考える。基

---

<sup>34</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」39頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第1条の2(目的)

礎法学・隣接科目と展開・先端科目については、2年次から履修可能になっているため、学生の判断に任せ、弾力的な開設状況になっている。3年次終了までにはすべての科目が開講されるが、科目によっては隔年開講のものもあり、3年次に取りたいが3年次には開講されないで2年次に取らざるを得なかった場合やあるいは逆に2年次で取っておきたかったが2年次には開講されておらず3年次に取らざるを得なかった場合があるなど、適切な時期に開講されたかという点では、十分ではなかったと思われる。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

なるべく毎年開講が望ましいが、特に学生の受講希望者が多い科目については、調査のうえで毎年開講できるように、予算に反映させることを検討する。

### 5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

#### 1. 現状

3年次前期に2単位の必修科目（実務基礎科目）として「法曹倫理」を開設している<sup>35</sup>。

「法曹倫理」の担当教員は弁護士である非常勤教員1名であり、科目で扱う内容も弁護士の倫理及び責任が中心となるが、裁判官や検察官の倫理及び責任もその内容に含まれている。

#### 2. 点検・評価

「法曹倫理」の担当教員は弁護士倫理に精通した経験豊富な弁護士であり、授業内容も、多くの事例問題について質疑応答を行いながら当該問題の実務面のみならず理論面も意識的に検討させ、法曹倫理に関する基本的な学識とその応用力を身に付けさせる工夫がなされており、授業計画及び授業の実施内容とも問題はない。

他の科目でも、例えば、実務家教員（派遣裁判官や派遣検察官を含む）が担当している実務基礎科目等において、具体的な事案処理において問題となる法曹倫理に関する問題も適宜検討しており、法曹としての倫理観や責任感の涵養について配慮がなされている。

#### 3. 自己評価 合

#### 3. 改善計画

「法曹倫理」の講義のうち、裁判官や検察官の倫理及び責任をテーマとする講義について、その基本的な考え方を学ばせることは担当の弁護士教員でも十分にできているが、さらに派遣裁判官や派遣検察官が授業に参加するなどの協力が得られるのであれば、より充実した発展的な授業になると思われるので、この点に改善の余地があり、派遣裁判官や派遣検察官の協力が得られるか検討する必要がある。また、開設時期について、カリキュラム全体の再編を検討する際に、他の実務基礎科目との関係からより適切な開設時期がないか検討する必要がある。

<sup>35</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」61頁「授業科目の内容等」「法曹倫理」参照。



5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

## 1. 現状

### (1) ガイダンス

ア 入学時のガイダンスにおいて、便覧およびパンフレットに基づいて履修指導を行っている。

イ 本研究科開設以来、それぞれの学期が始まる前に、当該学期で提供される授業について講義担当者が説明する授業ガイダンスが開催されてきた。2008年度前期は、そもそも履修するかどうか選択の余地のない必修科目では事前に授業内容を説明する必要性が低いことや、各教員がTKCを利用して告知をすれば十分であると感じられたことを理由として開催されなかったが、少なくとも選択科目についてはやはり説明会が必要であるという反省の声があった。そこで後期からは、必修科目等の一部の授業を例外として、従来通りガイダンスが行われることとなった。

ウ 本研究科は指導教員制度を採用しており、1学年あたり3名の教員（1名の教員がほぼ学生10名を担当する）が入学から修了まで学习上・生活上のさまざまな指導を行う体制をとっている<sup>36</sup>。

エ 2005年度よりオフィスアワーを制度化し、当該時間帯には教員が各自の研究室で待機するなどして、学生からの要望を聞いたり指導を行ったりすることができるような体制を作っている。

### (2) 履修モデルの提示

本研究科が基本理念とするのは「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成であるが、それは具体的にはホーム・ロイヤー（地域の法律家として、住民の日常的問題に対応できる能力を持つ法曹）あるいはインターナショナル・ロイヤー（地理的・歴史的・文化的・政治的特殊性を活かした国際的な法曹）の養成である。そこで、学生がいずれの法曹人を目標とするかに応じ

---

<sup>36</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」39頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第4条（指導教員）参照。

て必要な科目を選択できるように履修モデルをパンフレットに示している<sup>37</sup>。

## 2. 点検・評価

指導教員制度は学生を支援するシステムとして存在価値を有している。しかし、一般的に見る限り学生が積極的に指導教員に履修相談を持ちかけているとまでは言えないのが現状であり、より効果的に機能するよう制度を検討することが必要である。

## 3. 自己評定

B

## 4. 改善計画

具体的な改善計画はないが、FDの機会に指導教員の在り方について議論を行い、教員間の問題意識を向上させることが求められる。

---

<sup>37</sup> 別紙5資料1「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」4頁参照。

5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

#### 1. 現状

本法科大学院においては、1学期に履修できる単位の上限は18単位、それゆえ1年間に履修できる単位の上限は36単位である<sup>38</sup>。もともと、集中講義については、学生に受講の機会を与えるため、1学期にさらに2単位履修することを認めている。

1単位の授業時間数は90分の7.5コマであり、ほとんどの科目が2単位で15コマである。

過去1年間に補講を行った科目とその時間は以下の通りである<sup>39</sup>。

##### 2007年度後期

統治	1.5時間
刑事法I B	1.5時間
商法演習	3時間

##### 2008年度前期

刑事訴訟実務の基礎	1.5時間
契約法II	3時間
商法II	3時間

#### 2. 点検・評価

運用も含め問題はないと考える。

#### 3. 自己評定

合

#### 4. 改善計画

特になし。

---

<sup>38</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」39頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第5条第2項（履修方法）参照。

<sup>39</sup> 資料9「法務研究科授業担当教員アンケート結果」参照。

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

シラバスには、科目名、担当教員名、開講時間、毎回の授業内容などが示されている。シラバスの様式は統一されていない。シラバスは各学期の授業ガイダンス（オリエンテーション）の際に配付するほか、授業の冒頭で配付したり、全学のホームページにも掲載している<sup>40</sup>。また、TKCにおいても、シラバスの公表・配付が行われている。おおむねシラバス通りに授業が行われている。

教材の作成は、各教員によってなされている。授業の計画・準備は、公法、刑事法、民事法毎の教員会合によって、話し合いの上で、各教員によってなされている。教材の作成や授業の計画・準備には、判例検索や文献検索などにTKCが活用されている。

2. 点検・評価

シラバスの様式は統一されていないが、各教員が作成したうえで、配付している。TKCが活用され、教材の作成、授業の計画・準備は適切に行われている。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

シラバスの様式を統一し、シラバス集を作成し配付することが、計画されている。

---

<sup>40</sup> 琉球大学 HP <https://eisa.jim.u-ryukyu.ac.jp/cam/top.html>

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

### 1. 現状と点検・評価

(1) まず以下において、憲法、行政法（以上、公法系）、刑法、刑事訴訟法（以上、刑事系）民法、商法、民事訴訟法（以上、民事系）の各科目について、各科目担当者の自己点検・評価を記す。

#### 【公法系】

#### 憲法（統治）

##### [教育内容]

憲法の統治に関する部分であるが、天皇や平和主義、憲法序論などを含めて講義範囲にしている。また、司法権の項目では、違憲判断基準などを含めて人権に関わる内容を含めている。同じく司法権の項目では、行政訴訟の基本部分を含めて講義しており、行政法の科目への橋渡しの側面を加味している。

憲法訴訟に関しては、訴訟形態が刑事事件、民事事件、行政事件など多岐にわたっており、他の法律基本科目の基本的な側面を説明している。

さらに地方自治についても、行政法の地方自治法部分への橋渡しと選択科目の自治体法学への橋渡しを内容として意識している。

一年の最初に受ける講義なので、全体的な法学教育の構造を意識し、学生が実務全体との関連性を理解することができるように務めている。

教科書は野口俊彦他「憲法Ⅱ（第4版）」（有斐閣、2006）であるが、前述したように天皇や平和主義、憲法序論などを含めて講義範囲にしているため、野口俊彦他「憲法Ⅰ（第4版）」（有斐閣、2006）憲法Ⅰも適宜使用している。また、参考書として、芦部信喜他「憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ」（第5版）（有斐閣、2007）を使用した。[授業の仕方]

授業の入りで、当該講義は憲法のどのような部分で、それがどのように憲法問題として関連するのかを扱いますので、というような形で、ホワイトボードに説明をしてから、パワーポイントを使用した授業を開始している。

授業内容に関して、簡単なレジュメと講義中に行う質問を書いて、TKCに掲載している。学生はレジュメに示された質問に対する答えを想定して、勉強をすることによって、1つ1つの構造を理解すると考えて、そのような形式をとっている。双方向のソクラテスメソッドをとって授業をしているが、学生同士に議論をさせるような質問もあり、多方向が時に入る形で授業を行っている。

短答式の間接テストと論述式の期末試験で試験のバランスをとっている

#### [履修指導]

予習指示は、TKCを通したり、授業の終わりの際に口頭で行ったりしている。授業が終わった後、質問がある学生に対し、個別に対応している。試験は採点するとともに、赤ペンでコメントを入れて返却している。中間試験は短答式のため、解説を加えた解答をTKCに掲載している。

#### [改善計画]

パワーポイントをもっと充実させたい。レジュメ等も簡単なもので済ませているが、教科書に書かれていないことを補足するような幾分詳細なレジュメを作成していきたい。

### 憲法（人権）

#### [教育内容]

憲法学のうち、人権を扱っている。教科書として、野中俊彦他『憲法Ⅰ〔第4版〕』（有斐閣、2006）、参考書として、芦部信喜他『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2007）を使用した。適宜、野中俊彦他『憲法Ⅱ〔第4版〕』（有斐閣、2006）も参照した。

授業テーマは、人権総論及び人権各論からそれぞれ15テーマを設定し、全体を学習できるよう配慮した。また、人権論の中での相互に関係する部分については、その都度、体系的な理解ができるよう、他の箇所の問題についても取り上げるよう工夫した。

他の授業との関係では、統治と関連する分野、とりわけ憲法訴訟論について踏み込んだ授業を行った。また、行政法や民法・刑法とも重なる部分があるため、それについて言及をした。具体的には、同一学期で履修中の民法・刑法と関わる問題について質問等で理解を深めるよう授業構成をし、さらに、後期以降で履修することとなる行政法で深く勉強する予定の内容について、簡単な橋渡しの講義も行った。

#### [授業の仕方]

授業の冒頭で、前回の授業内容についての復習を行った。具体的には、パワーポイントを用いて、簡単な正誤問題を考えるという作業を実施した。知識の確認という意味では効果的な作業であったように思われる。

授業の内容については、基礎的な知識を確認しつつ、人権論の体系的な理解や、基礎知識を用いてさらに1歩踏み込んだ理解が得られるよう内容を構

成し、また、判例の基本的な考え方を押さえた上で、判例の射程、複数の判例の間での整合性等についても、質問をくりかえす中で理解してもらえよう授業を行った。

また、合計3回の課題を提示し、それについて自らの理解を法律文書の形式でまとめる、という作業も行った。受講生から提出された文書については、添削したものを返却すると同時に、授業の終了直前に解説する講義も行った。

#### [履修指導]

まず、予習範囲については、あらかじめ授業のレジュメをTKCにて掲載した。そこでは、授業のテーマ、教科書の該当ページ、授業内容、参考判例を記載した。受講生には、教科書の指定されたページを読み、基礎的な知識を得ることと、指定された判例を読み、理解を深めることを求めている。

また、勉強方法として2種のことを指導していた。第1は、体系的・理論的な勉強方法である。これは、基本書・判例を読み、理解することを中心とする勉強方法である。第2は、実践的な勉強方法である。これは、習得した知識を実際に使えるようにする勉強方法である。特に後者については、①判例の枠組みを用いた上で、具体的な事例を前提とし、自分で事例を解決する勉強、②判例の枠組みを用いた上で、自分（想定される依頼人）に有利なように判例を使いこなす勉強、③判例の枠組みを超えて、下級審判決や学説等を用いて議論を再構成する勉強、の3つを試みることを求めた。

### 憲法演習

#### [教育内容]

1年前期の憲法の基本的知識を盛り込んだ人権、統治の履修の後、1年後期に行うもので、学生にとっては初めての演習科目となっている。教科書は、LS憲法研究会編『プロセス演習 憲法』信山社を使用している（初版から使用しており、現在第3版）。同書は、憲法の諸基本テーマに関する主要判例を収めており、各判例について第1審判決から最高裁判決までの重要部分を抜き出している。演習の教科書として、基本解説やさらに応用問題、理論がフォローされており、演習の内容理解を深め、考える力を養成するには適していると判断した。

演習は基本科目の理論教育よりもさらに、実務との架橋を意識しなければならないので、具体的な判例を深く理解させ、法的思考能力を向上させるた

め、授業時間で主として取り上げる判例について、事前にレポートを提出させている。それによって、前期に学んだ憲法の基本理論を応用する手助けになると考える。

#### 〔授業の仕方〕

1回の演習につき、2つの主要判例を取り上げ、この2つについて各1名ずつ、報告者を指定し（場合によっては指定せずに、当日指名して）発表させている。

学生は事前にレポートの作成をしているので、各自なりに判例の理解をしているが、報告者の整理・理解と異なる見解などがある点について報告者に質問をしている。基本的には学生の多方向の議論展開に任せているが、主論点からはずれた場合、教員が議論の方向性を整理し、解説を加えたり、質問をしたりしている。

教員は、学生の質問内容や意見の内容をチェックし、成績評価の対象にしている。また、学生の各主要判例の報告が終わった際に、当該判例とテーマの関わりや他の関連判例の位置付けについても適宜触れながら、教員が総合的な解説を行っている。

#### 〔履修指導〕

毎回のテーマと取り扱う判例（主要判例及び関連判例）をシラバスに挙げており、レポートの作成・提出を義務づけている。また、演習科目でありながら、総まとめとして期末試験を行っている。期末試験は赤ペンを入れて返却している。

## 行政法

#### 〔教育内容〕

教科書は、初学者にとっては難解なところもあるが、中長期的視野に立って、行政法の最も基本的かつ体系的な基本書と位置づけられる芝池義一『行政法総論講義〔第4版補訂版〕』（有斐閣）・同『行政法総論講義〔第3版〕』（有斐閣）、塩野宏『行政法Ⅰ〔第4版〕』（有斐閣）・同『行政法Ⅱ〔第4版〕』（有斐閣）などの基本書の中から受講者の選択に委ねることにした。統一的な教科書を設定しなかったのは、受講者間に行政法の学習暦の有無や学修の到達点にかなりの差が認められたからである。

行政法の科目は、旧カリキュラム（07年入学者まで適用。2年次前期配当科目）では、2単位で行政法の基礎理論（法治主義、行政の行為形式および行政手続などの解釈理論体系）と行政救済法（行政活動をめぐる法的紛争に対する救済の仕組み）を扱わなければならないが、時間的制約が厳しい中で、前半（8回）を行政法の基本原理・行政の行為形式および行政手続のテーマに絞込み、後半（7回）も行政救済法の講義で扱われるテーマのうち行政事件訴訟を中心に扱った（この講義で扱えなかったテーマについては引き続いて開講予



定の行政法演習等で扱うなど工夫することになっている)。

#### 〔授業の仕方〕

事前予習が十分にできるように 1 週間前には次回講義のレジюме・資料を (TKC で) 提供した (分量は A4 用紙 [40 文字×45 行] で 12 頁～24 頁程度)。レジюме・資料は、「基礎」、「考察」および「判例資料」で構成され、基本書を熟読して「基礎」事項について理解を深め、これを前提に「判例資料」を丹念に読んだ上で「考察」事項について向き合っていく、考える力を養成していくという体裁をとっている (考察事項は各回 6～9 程度)。

授業は、講義形式を基本としつつも、「基礎」事項を 15 分程度講述した上で、「考察」事項については受講者に発表してもらうなど、学生からの発言を引き出しながら双方向の授業を行ってきた。一般に難解な科目とされる行政法を理解するうえでポイントとなるのは、そこで重要な役割を果たしている学説・判例理論の体系的な理解であると思われるが、この授業ではこれらの検討・分析を通して他の法分野には見られない行政法に特有の「形」に早く慣れるように努めた。なお、この講義では、前述の観点から、2 回 (7 回目と 15 回目に) 15 分程度のミニテストを実施した (なお、今の時点では定期試験は未実施)。

#### 〔履修指導〕

各回のレジюме・資料ではその都度基本書の該当範囲を指示し参考文献の紹介を行ってきた。また、各回の授業終了後において受講者からの質問に応じたほか (ほとんど毎回、1 時間以上)、オフィスアワーの時間に質問に来た学生に適宜対応した。

#### 〔改善計画〕

行政法の科目は、先述のように旧カリキュラムでは 2 単位のものであったが、本年度 (08 年) 入学者から適用される新カリキュラムでは「行政法 I」(1 年次後期配当科目) と「行政法 II」(2 年次前期配当科目) に改正された。これを機に、内容の拡充と充実を図っていく所存である。

### 行政法演習

#### 〔教育内容〕

教科書は、市川正人他編『ケースメソッド公法 [第 2 版]』(日本評論社、2006 年) を使用した。行政法を効果的かつ効率的に学ぶ上で、行為形式論、法の仕組み論、権限分配論などの基礎理論が不可欠であることから、これらの知識を補うための論文等も参考文献として配布した。

これらの基礎理論の有効性を、具体的な判例や事案を検討する中で考えてもらい、使いこなすことの重要性を意識させている。重要な論点については、事案等を変えて、繰り返し、検討内容に取り入れている。

また、行政法の体系と関連づけて全 15 回の演習の内容を組み立てた。演

習のたびに、どの論点を扱っているのか、その論点が他の論点と関連する場合には、論点相互の関係性を有機的で体系的に理解させるようにしている。同時に、多々ある行政法の判例も、体系的に組み立てた演習の中で系統的に理解してもらうようにしている。

さらに、13回以降の演習では、行政法の総合的な理解度を問うような課題問題を検討させ、実務家として必要な事案解決能力を身につけてもらうようにしている。

#### 〔授業の仕方〕

学生に議論する力をつけさせ、かつ効率的な演習の運営を考慮して、グループ学習を取り入れた。

課題問題を検討してきてもらい、演習の二日前には、学生全員に検討してもらったレポート等を提出してもらう。そのレポート等に赤ペンをいれて、演習の際に、返却する。赤ペンをいれた際に、学生たちが、どの点の理解ができていて、どの点の理解が不十分なのかを分析する。その分析に基づいて、演習進行のためのレジюмеを作成した。レジюмеは、学生の理解が不十分な点を、学生自身に気づいてもらう工夫をした。このレジюмеにそって演習が進められる。

演習では、学生に質問を投げかけたり、グループで検討したりする中で、どの点の理解が不十分で、同じような誤りを今後の学習においておかないために、何が必要なのかを学生に気づいてもらうようにした。

#### 〔履修指導〕

学生の質問に答える「質問会」を2回、行った。レポート等は赤ペンを入れて返却した。

### 公法総合演習

#### 〔教育内容〕

教科書は、市川正人他編『ケースメソッド公法〔第2版〕』（日本評論社、2006年）を使用した。

この授業では、少人数（1クラス約14または15名の2クラス体制）のクラス編成をして、憲法と行政法の研究者教員3名で、それぞれ憲法・行政法の演習授業の授業を行った（演習授業15回の内、憲法と行政法が、それぞれ7回、住民訴訟が1回という配分）。

憲法では憲法訴訟論などで行政法の技術論にも言及し、行政法では司法の役割と行政の公益判断、法治主義論と人権の関連などにも言及するなど、憲法と行政法の融合も意識したりした。

また、毎回、具体的な設例やそのモデルとなった判例についてその射程や学説との対立点さらにその問題の所在やその解決策など、当該判例の妥当性を自分の頭で検証しながら読むことによって、憲法的あるいは行政法的な思

考を学び、憲法や行政法の主要な論点や課題の理解を深めるよう授業を行っている。

さらに、判例や設例などについてレポートを作成提出させることで、実務家として必要な事案解決能力や表現力の育成を図っている。

#### 〔授業の仕方〕

この授業では、少人数（1クラス約14または15名の2クラス体制）のクラス編成をして、課題問題を検討してきてもらい、予めその事例を告知して予習を経たうえで毎回課題レポートを提出させ、添削採点して返却している。添削の際に、学生たちが、どの点の理解ができていて、どの点の理解が不十分なのかを分析する。その分析に基づいて法的論議を重ねて、学生の理解が不十分な点を、学生自身に気づいてもらう工夫をした。

#### 〔履修指導〕

予習のためにシラバスを事前に提示し、その中でレポートの提出時期も指示している。レポート等は赤ペンを入れて返却した。

### 【刑事系】

#### 刑事法 I A

##### 〔教育内容〕

本授業は、いわゆる刑法総論に当たる。山口厚『刑法』を教科書とし、副読本に前田雅英『最新重要判例250刑法（第6版）』を使用している。1年生配当科目であり未修者が多いこの授業では、教科書の序文にあるように「枝葉に分かれる前の、いかなる見解も前提としている基本的理解」を修得させることを第一目標としており、判例と通説（および有力な反対説）がどうなっているか、その理論的枠組みは何かをしっかりと学習させている。また、今後の法律学習に欠かせない、抽象的な概念を操作する能力を養わせるよう心掛けている。

##### 〔授業の仕方〕

1週間前に「講義資料」（教科書の記述の解説、引用されている判例の詳細、関連する他の文献の引用、設問などをまとめた冊子）を配布し、教科書と併用して予習させる。教室では、パワーポイント（イラストや図を多用して直感的に理解しやすいよう工夫している）を駆使し、毎回10名前後の学生を当てて問答することにより、主要な点について十分予習ができていますか

を確認している。全体的に言えば、「頻繁に問答を取り入れた講義形式」といえよう。

#### [履修指導]

パワーポイント画面は瞬時に消えてしまうという欠点があるため、毎授後にTKCを使って「本日の授業のラフスケッチ」（授業の要点をメモ書きしたものを）を配信し、記憶の喚起、復習の便宜を図っている。小テスト（15分程度）を授業2回に1回の頻度で行い、理解度を確認している。

#### [改善計画]

小テストなどを通じて、ある学生の理解度が低いことが判明した場合、どのようにフォローし学力を引き上げるかを工夫しなければならない。場合によっては、個人的に課題を与えたり問答をするような機会を設ける必要があるかもしれない。

### 刑事法 I B

#### [教育内容]

本授業は、いわゆる刑法各論に当たる。刑事法 I Aと同じく山口厚『刑法』を教科書とし、副読本に前田雅英『最新重要判例250刑法（第6版）』を指定している。未修者が前提であり、かつ、従来の法学部教育では4単位で提供されていた内容を2単位で扱うことになる。そこで発想を転換し、刑法犯のカタログを延々と展開して知識を伝授するスタイルを避け、法益三分説体系にこだわらず、共通の要素をもつ犯罪類型をまとめて教えたり、犯罪論体系（総論）との関連で重要テーマを設定し、それを深く掘り下げたりしている。理論的な興味を喚起し、細かな知識・派生論点は思い切って自習に委ね、また学生が自習したくなるような授業を心がけている。

#### [授業の仕方]

1週間前に「講義案」（重要論点のポイント、基本判例などをまとめた冊子、全140頁余）を配布し、また、重要関連判例をTKC上にアップし、予習に供する。教室では、毎回10名前後の学生を指名し、基礎理論が理解できているか確認する。講義形式を基本としつつも、双方向性を大幅に取り入れた授業形式である。また、学期中に全部で4回の小テスト（各10問）を実施し、

基礎知識の定着を図っている。

〔履修指導〕

絞りに絞ったつもりでも、判例学習を含む予習範囲が膨らみすぎる傾向のあったことが反省材料である。判例の扱い方ひとつにしても強弱のあること、広い意味での情報処理の仕方を丁寧に教えるべきだったかも知れない。

授業の内容については、TKCに適宜「補説」を掲示し、フォローアップしている。個別に質問を受けることもよくあるが、共有すべき内容を含むものについては、同様にTKCシステムを活用して共有するようにしている。学期末試験についても、「参考答案例」と「解説」を掲示し、復習の便宜を図っている。

〔改善計画〕

前記のとおり、扱う分量を絞り込みきれず、授業が気ぜわしいものになったことが反省材料である。さらにポイントを絞り込み、授業を聞いたら基本書を読みたくなるような興味喚起型の授業を目指したい。予習の分量を必要最小限のものとし、復習をかねた発展的自習の分量を増やすイメージである。その際、額面どおり軌道に乗らない学生も出てこようが、面談・メールの活用等によりきめ細かな個別対応が必要になるものと覚悟している。

## 刑事法Ⅱ A、B

〔教育内容〕

本授業は、刑事訴訟法に当たる。Aでは、捜査と公判の基本を教え、Bでは、証拠法と上訴・再審・特別手続を扱う。『青林講義 刑事訴訟法』をメインの教科書とし、田口守一『刑事訴訟法』をサブの教科書としている。あわせて、有斐閣『判例百選』を判例の概観に用いている。1年生配当科目であり未修者が多いこの授業では、細かい技術的な事項は教えずに、基本的な知識と概観を与えるようにしている。主に扱っているのは、判例と通説であり、有力説・小数説も必要に応じて、紹介している。しかし、有力説・小数説の理解には未だ及ばない者も多いので、判例・通説に力点をおいて理解させている。

〔授業の仕方〕

レジュメをあらかじめTKC上でアップしておき、同時に、教科書の該当箇所を指定して、予習の手段とさせている。授業では、毎回、まず基本的理念を講義して、その後、判例百選を扱うようにしている。毎回、判例百選の読解のために、4～5人を指定し、判例の要約とポイントを答えさせるようにしている。それを通じて、判例の読み方、法的概念の理解を進めるようにしている。

#### [履修指導]

レジュメはあえて簡潔なものとして、ノートを自主的に作成するよう、指導している。TKCのレジュメを印刷して、その用紙に、授業のポイントを書き込ませるように指導している。

### 刑法演習

#### [教育内容]

事前に出題した事例式問題をめぐり、教員のリードの元に受講者全員で討論する。問題文は、重要な判例や学説上の論点を踏まえて教員が作成したもので、刑法総論・各論の重要論点を満遍なくカバーするよう設定してある。

#### [授業の仕方]

少人数教育を行うため学生を2つのクラスに分け（1クラス15名前後）、2名の教員が同じ時間帯に別々の教室で授業を行っている。また、指導の偏りを避けるため、教員はクラスに固定されず、隔週で入れ替わる方式を採用している。それぞれの教員が与える課題（事例式問題）はTKCで発表され、学生は1週間後に「答案」をA4サイズ1枚以内で作成して教員にメールで送る。教員はそれを読み各学生の考えを把握して授業に臨み、学生同士の討論が活発に行われるよう指導する。

#### [履修指導]

出題された課題に対して上記「答案」を提出することが義務づけられているため、これが事実上の予習にあたる。答案は採点の上返却する（逐一添削は行わない）が、その際、コメントを記入したり、あるいはTKC上で講評を述べ、また関連判例・教材を紹介したりして復習の便宜を図っている。

#### [改善計画]

授業中に一度も発言しない学生がいるので、発言を促したり、発言しやすい雰囲気を作る努力が必要であるが、未だ十分とはいえない。また、発言内容が必ずしも適切でなかったときに、せっかくの意欲をそがないように誤りを訂正しつつ全体の軌道修正をする技術を研究する必要がある。

## 刑事法総合演習

### 〔教育内容〕

「実体法と手続法の融合、学説と実務の架橋」を意識して行われる演習形式の授業である。厳選された5つのテーマをめぐり10名程度の少人数で討論することを通じて、新司法試験に対応できる事例分析能力や論述能力を養い、刑事法教育の仕上げを行う。

### 〔授業の仕方〕

まず、実務家出身教員が作成した融合問題（現実の事件では刑法と刑訴法が有機的に連関していることを理解させる目的で、著名な最高裁判例をベースに作成された事例式問題）と、その中で扱われている実体法上および手続法上のテーマをより深く考えさせる目的で研究者教員が作成した刑法と刑訴法の事例式問題の計3つの「問題」が一括して出題される。学生は10名ずつ3クラスに分けられており、以上の3つの問題に対する「答案」をそれぞれA4サイズ1枚以内で作成し提出したうえで、3名の教員が順次担当する授業に出席し討論を行う（クラスによって順序は異なるが、融合問題、刑法問題、刑訴法問題の討論を一巡して1クールが終わる）。これを5クール繰り返す。

### 〔履修指導〕

出題された課題に対して上記「答案」を提出することが義務づけられているため、これが事実上の予習にあたる。答案は採点の上返却する（逐一添削は行わない）が、その際、コメントを記入したり、あるいはTKC上で講評を述べ、また関連判例・教材を紹介したりして復習の便宜を図っている。

### 〔改善計画〕

複数の教員が担当する科目においては、とくに教員間の意思の疎通、情報の共有が重要である。上記のような授業方法を採用場合は、事前のテーマ設

定がとりわけ重要なので、学期前の打合せを活用し、さらに精度の高いテーマ設定を心がけたい。また、授業は生き物であるから、学期が始まった後も、学生の反応を見ながら適宜打合せを重ね、微調整することが求められよう。その点も視野に入れ、「統一されたコンセプトの下、学習効果を最大限に高めるよう意識して、有機的に関連した出題がされ、教員の個別担当パートにおいても、そのような観点からの授業がされている」との評価を得られるよう、改良を加えたい。

## 【民事系】

### 契約法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、所有権法、担保物権法

#### 〔教育内容〕

教科書は内田貴・民法Ⅰ（第3版）、Ⅱ（第2版）、Ⅲ（第4版）を使用した。初学者に必要な、読んで理解でき、考え方の筋道を示すことを重視して書かれていることから、法科大学院時代にふさわしい体系書であり、この本を選択した。また、教科書の中に出てくる判例を補うために内田他編著・民法判例集（総則・物権）、瀬川・内田著・民法判例集第3版（債権各論）を使用した。事実と判旨がすぐ理解できるようにコンパクトにまとめられており、また、教科書と関連して書かれていることから、この判例集を選択した。

民法は、分量も多く初学者にとって内容を網羅的に理解するのは困難を極めると思われる。そこで、15回という限られた時間の中で、民法の全体像を念頭に置きながら、個々の問題点を理解させ、理論教育と実務教育の架橋をはかるために、実務者教員の協力を得て、合同授業を行い、実務者にとって必要と思われる限度において理論をしっかりと理解させるようにした。

#### 〔授業の方法〕

授業は、双方向・多方向で行い、主に基礎理論を研究者教員が、判例理論を実務者教員が担当した。各授業で3回小テストを行い、条文や判例が正しく理解されているかチェックした。また、各授業でレポート課題を1回出して出題の趣旨や事実関係を正しく抽出できているかチェックした。

授業は、予め予習範囲と其中で扱う判例を指定し、その日に扱う論点について設例を出しておき、当日はそれについて議論している。初めに研究者教員が基礎理論に関して質問し、次に実務者教員が判例理論に関して質問する形で行った。

#### 〔履修指導〕

毎回TKCでその日に使うレジュメを指示した。授業に関連する学生の質問には、基本的に授業終了後答えることとし、その他の質問にはTKCの利用や



オフィスアワーを設けて対応した。

小テスト、レポート、期末試験は赤ペンを入れて返却した。

## 不法行為法

### [教育内容]

教科書としては、内田貴・民法Ⅱ債権各論[第2版]（東大出版会）、瀬川信久＝内田貴・民法判例集債権各論[第2版]（有斐閣）を利用した。

授業の目標は、教科書の内容を徹底的に理解させることであるが、毎回、事前に相当詳細な「レジュメ」と「資料」を、TKC教育支援システムを利用して配付した。予習の時間を与えるため、1週間以上前の掲載を目標とし、概ね実現できた。

「レジュメ」は私の授業の要となるものである。内容は、予習の範囲（教科書の予習範囲、読んでくるべき判例）の指定と「理解の手引き」である。

「理解の手引き」は、教科書を要約するものではなく（それは必要であれば学生自身が行えばよい）、①教科書の中の学生には理解しにくいと思われる叙述・簡略に過ぎるとと思われる叙述の説明、②教科書には説明されていない新しい判例や学説の補充（平成19年前期は民法判例集[第3版]が刊行されていなかったため、新しい判例を補充する必要が多かった。）、③他の概論書には書かれているが教科書には書かれていない情報の補充、④Questionなどを、その内容とする文章化されたものである。「レジュメ」は毎年改訂しており、1回分でA4版20頁程度になることもある。

また「資料」として、民法判例集には掲載されていない判例、参考資料（自身の論稿や、文字通りの資料）をPDFファイルにして添付した。

### [授業の仕方]

授業のやり方には毎年悩むのであるが、本学は未修者コース（3年制）のみということもあり、教育効果の面に配慮して、レクチャー方式を中心とし、適宜質疑応答方式（ソクラテスメソッドというほど大袈裟なものではない）をおりませている（私の場合には、ソクラテスメソッドは民法演習で試みている）。

授業は、大きな声で、メリハリを効かせて話すように心がけている。また「実務家教員が担当する法律基本科目」（全国的にも例が少ないと思う。）という特色を生かして、少しでも彼らのモチベーションを高めることができればと思い、今年で30年目に入った弁護士活動に基づく体験談なども少しおりませているが、学生には新鮮に映るらしく、好評である。また、常に、立証責任等、裁判実務の視点を忘れないようにしながら説明している。

毎回ではないが、当日の授業での学生の反応や私自身の反省点を踏まえて、教育支援システムに「補説」を掲載している。この「補説」は、授業中の学生の反応を見て、なお理解が難しそうだった箇所の解説、自分で十分に説明

が尽くせなかったと反省した箇所の解説、授業後の学生からの質問を踏まえての解説、それにレジュメに掲載した Question の解説などである。これは形を変えた「双方向授業」と位置づけている。

「双方向授業」という観点からは、教育支援システムの「Q&A」も活用し、学生からの質問には可及的速やかに、かつ丁寧に回答するようにしている。

学生からは、事実上の既修者からも、純粹未修者からも、毎年高い評価を得ている。

#### [履修指導]

前述したとおり、事前に詳細な「レジュメ」等を配付し、また事後に必要なに応じて「補説」を配付している。教育支援システムの「Q&A」も活用している。

ささやかな試みではあるが、毎回、授業の冒頭では、前回の授業内容の要約をし、記憶を喚起させた。

中間に課題を与え、レポートを提出させた。個別の添削は行わないが、事後に教育支援システムに解説を掲載した。

期末試験は、事例式問題を出題し、事案に即して考える訓練とした。個別の添削は行わないが、事後に教育支援システムに全体的な講評と解説を掲載した。これは、各自による答案の反省と復習に役立ったと思われる。

また、学生による授業評価アンケートの中の自由記載欄に記載された感想のうち、この授業の悪かった点・改善を要する点として書かれた事項についての私の回答を TKC 教育支援システムに公開して、学生との情報共有を図った。

#### [改善計画]

年を追う毎に、教材（レジュメと資料）が豊富となり、学生にとっては予習に割かれる時間が多くなっているであろうことは想像に難くない。もう少し、内容を削ぎ落とす必要があるかもしれないが、少ない授業時間数（不法行為法は 90 分授業を 16 回実施）を補うという意味からは、それも躊躇されるところがあり、検討課題である。

レクチャー方式を中心としながらも、その中に「双方向授業」という観点をいかに取り込んで行けるか、さらに工夫したい。

## 家族法総合

### [教育内容]

家族法（親族法・相続法）の全分野につき、教科書（内田貴「民法 IV（補訂版）」等を使って基本的な知識・基本原理を確認しつつ、これを具体的な設例に応用して問題を解決する訓練を重ねることを通じて、家族法に関する紛争について、事実即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析・法的議論に関する総合的な能力を養成する。

なお、平常点の評価においては、究極的には、定期試験だけでは評価し尽せない、口頭表現等について、将来法曹となるために必要なセンス（適性）を備えているかどうかを観たいと考えていること、及び、将来法曹となるために必要なセンスの具体的な内容については、「法曹に必要な資質・能力の養成」（日弁連法務研究財団作成）を参考にされたい旨を、上記内容を添付した文書（ガイダンス資料）として学生にWeb（TKC 教育システム）を通じて配布し、法曹養成教育にふさわしい科目として平常点の評価することを宣言している。

#### 〔授業の仕方〕

事前にWeb（TKC 教育システム）を通じて簡単なレジュメをアップし、各回の授業で達成すべき目標を、なるべく具体的に示すように努力している。

学生の理解度のチェックについては、毎回、授業の冒頭で、前回の授業内容に関するミニテストを実施して、たとえば学生の理解が追いついていない場合には解説を詳しくしたり、さらにポイントを絞り込んだりするなど、学生の到達度をみながら授業の組み立てについて微調整を加えるように心掛けている。

授業の進行にあたっては、分かりやすくするための工夫とプロジェクタに授業内容のプレゼンテーションファイルや、授業に検討する法文書を表示している。

双方向・多方向の議論は、①学生の理解が追いつかない、といった点や、②発言を求められた学生が必要以上に萎縮する、といった問題点はあるものの、法的な思考力・議論能力を養うためには不可欠のプロセスであることから、できる限り実施するように心がけている。①については、予習指示あるいは講義形式での説明を十分に行った上で行ったり、②については、一人で発言するだけでなく、隣りや前後の学生と共に2人ないし4人で協議した内容を発言させるバズ・セッションを取り入れることで実施にあたっての難点を克服するように心がけている。

#### 〔履修指導〕

予習指示については、当初第1回から第3回までのミニテストの結果が想定したものよりもかなり悪かったことから、詳細な内容をレジュメにアップするように方針を変更した。また、予習範囲の中から法文書を作成するにふさわしい課題を選び、これについて作成した法文書を任意に提出させ、これを授業前に添削して学生に閲覧させることにより、予習で誤解していた点やわからなかった点を少しでも確認させることができるように配慮している。

フォローアップとしては、ミニテストの解答や授業ファイルを授業後遅滞なくアップすることにより、学生が復習しやすい環境を整備するよう努力している。

それでも、学生の反応を見る限り、平常点の評価等の難問が残っており、適切な授業ができた割合は7割未満ではないかと考えられる。

#### [改善計画]

平常点の評価につき、1（ア）に記載した方針を掲げてみたものの、その実施、特に減点の実施はきわめて困難であり、悩ましい。どのような方法を取り入れるべきか、形式的な無断欠席等を減点とするといった形で、明確な評価のためにある程度「センス」に基づく評価を妥協せざるを得ないのではないかといった方向での改善を検討中である。

### 民法演習 I

#### [教育内容]

松岡久和・潮見佳男・山本敬三「民法演習・事例演習」有斐閣（2006）を教科書として使用し、同教科書の具体的な仮設事例（私的紛争）につき、1年次に学んだ民法の基礎的な知識と理解を総動員して設例を分析して、理論と実務の架橋を意識した設問を検討することを繰り返し行うことによって、法曹に必要な事例分析能力と問題発見能力、その問題を解決するために必要な論理的思考力と法解釈・適用能力を鍛え、その基礎を身に付けさせること、さらには民法理論が実践的であることを理解させることにより、実践を支える民法理論についての理解の深化を図ることを目的として授業を実施した。

取り扱う事例は、主として民法総則ないし物権の分野に属する問題点を含むものとしたが、その分野の知識だけで解決できるものではないので、対象分野をあまり限定せずに、具体的な事例を解決するためには、民法（主に財産法）全体の体系的理解が必要であることを学生に理解させることを意識して講義を実施した。

#### [授業の仕方]

受講生 31 名を A 班（16 名）と B 班（15 名）の 2 組に分けて実施した。授業は、毎回各組原則 1 名の報告担当の院生を決め、担当院生が事前に検討結果をまとめたレポートを作成し、これを授業の冒頭の約 20 分で報告し、このレポート及び報告をたたき台として全員で討論を行う多方向的な授業を実施した。

#### [履修指導]

毎回授業の 1 週間程度前に T K C のシラバスシステムで具体的な予習案内を示し、また、授業後の質問時間を長めにとり、希望する院生についてはレポートを添削するなどし、院生への履修指導に配慮した。

#### [改善計画]

基本的に上記教科書の設例・設問をそのまま使ったが、テーマによっては検討事項の量が他の回より多かったり、レベルが教育目標より高かったりすることがあり、担当学生の負担のばらつきがあったり、授業ですべての検討事項について十分な検討ができなかった場合もあったので、今後は、各回の検討事項の量を均等にしたり、検討事項のレベルを教育目標に合致するよう、

上記教科書の設例や設問を担当教員が適宜修正する必要がある。

## 民法演習Ⅱ

### 〔教育内容〕

本演習では、＜民法演習Ⅰ＞を受けて、「債権法」（債権総論・契約法・事務管理・不当利得・不法行為）分野の判例を研究の対象とした。

本法科大学院においては、民法の場合、他の授業において、どの教材用判例集にも採録されているような基本判例は取り上げられていることもあり、本演習では、ここ4～5年間に出了された新しい最高裁判決を研究対象とした。具体的には、教員が30件前後の判例を選択し、その中から学生に判例を割り当てた。

最近の判例を取り上げることは、現在、どのような問題が裁判所で争われているのか、トピック的な論点を知ることになるのと同時に、そのような判例も、過去に積み重ねられてきた判例の延長線上に位置づけることができるから、判例の変遷についても研究することになる。

授業の目標は、判例の読み方（特に射程）、問題点の捉え方、分析の視点を学ばせることである。

### 〔授業の仕方〕

1学年30人の学生を15人ずつ2クラスに分けて実施した。

報告担当者には、レジュメ（A4版、2～3枚程度）を作成させ、人数分のコピーを用意し、報告日当日に配付させた。学生の負担を考慮し、事前の配付は要求しなかった。

報告担当者以外の学生には、これも学生の負担を考慮し、レジュメの作成・提出は求めなかったが、取り上げる判決を十分に読み込み、当日は、報告者に対して、疑問点を質し、また自分の意見を述べられるように準備してくることを求めた。

授業では、学生同士の質疑応答を中心としたかったが、実際には難しい面があり、教員が報告担当者に対して次々と質問し、報告者がこれに回答するという方式を中心とし、関連して他の学生に意見を求めることになった（ソクラテスメソッド的な質疑応答方式の授業を心がけた）。その際、事実関係の重要性、判決文（判決の文言）の分析方法、いわゆる射程の測り方・考え方などを具体的に学べるように心がけた。

また、不法行為法同様、「実務家教員が担当する法律基本科目」という特色を生かして、訴訟技術的な視点にも言及するように心がけた。

成績評価は、期末にA4版4枚～5枚（1頁40字・40行）程度の「判例評釈」を提出させ、それをもって評価した。報告時の質疑応答を参考にして、さらに調査・検討を継続し、期末までに判例評釈として仕上げるように指導した。内容・分量とも「判例百選」程度のものを期待した。

このような演習のやり方は、むしろ伝統的な方法と思われるが、本法科大学院における他の演習では採用されておらず、学生にはむしろ新鮮に映ったようである。学生からは、事実上の既修者からも、純粹未修者からも、高い評価を得ており、ほぼ所期の目標は達成することができたと考える。

#### [履修指導]

演習の場合には、授業中の質疑応答が履修指導も兼ねている。研究・調査の方法、レジュメのまとめ方、判例評釈の書き方については、TKC 教育支援システムに掲載した。また、不明な点があれば、教育支援システムの Q&A を利用して問い合わせるように指示した。

#### [改善計画]

授業時の質疑応答が、教員と報告担当者との間のそれが中心となることが多かったので、双方向授業は達成できたが、多方向授業はなかなか達成できず、この点は工夫が必要である。

演習も成績評価は相対評価としなければならないのであるが、判例評釈を書き易い判例もあれば、そうではない判例もある上、全体的に良く書けていたので、相対評価に苦勞した。演習に相対評価が必要かどうか、再検討の必要性を感じた。

## 民事訴訟法 I、II

#### [教育内容]

教科書は新堂幸司・新民事訴訟法（第三版補正版）を使用した。本格的な体系書であり、初学者には難解なところもあるが、考える力を養成するには適しているところから、これを選択した。授業は教科書の徹底的な理解を目標とした。民事訴訟法は初学者には難解であるため、まずは体系書をしっかり理解することが必要であると考えからである。

民事訴訟法は初学者には難解であり、現行の単位数では理論を理解させるだけでも時間が足りないため、実務教育との架橋をはかる余裕はないのが実情であるが、理論教育とはいっても実務家を養成するための理論教育であることは常に意識し、実務家にとって必要と思われる限度において理論をしっかりと理解させるようにしている。

#### [授業の仕方]

一方的な講義形式の授業を 5 回行い、その範囲について復習として双方向の授業を 2 回行い、中間試験を行う、また一方的な講義形式の授業を 5 回行い、その範囲について復習として双方向の授業を 2 回行い、期末試験を行う、という方法を取った。民事訴訟法は初学者には難解であるため、一方的な講義形式で理解することは難しく、そうかといって、いきなり双方向の授業を行うことにも無理があるため、この方法を考案した。

双方向の授業は、主として私が学生に質問をして答えさせるという方法に

よった。質問の内容は教科書に書かれていることを理解しているかを確認するもので、教科書を理解していれば答えられるものである。

ちなみに、試験も教科書に書かれていることから出題するというので、教科書の理解に徹した。

〔履修指導〕

レジュメは使用しなかった。学生の質問に答える「質問会」を数回、行った。中間試験、期末試験は赤ペンを入れて返却した。

## 民事訴訟法演習

〔教育内容〕

教科書は小林秀之・ケースで学ぶ民事訴訟法を使用した。一昨年までは他の演習書を使用していたが、小林教授の指摘するような、「ティーチャーズ・マニュアルでも読まないとわからない Q が並んで」いる演習書で、学生が消化不良を起こしかねないものであったので、判例をより容易かつ確実に理解させるために教科書を変えた。

講義では新堂・民訴の正確な理解を目標にしたが、判例の理解のためには新堂・民訴でも足りない部分があり、演習では新堂・民訴の理解のうえに立って判例を体系的に理解することを目標にしている。

しかし、同時に、新堂・民訴の深い理解も目標にしている。予習の際にはそれぞれの論点につき新堂教授は何と言っているかについて、新堂・新民事訴訟法の該当箇所当たって確認するよう指示している。具体的な事例を考えながら新堂・新民事訴訟法に当たることによって、これまで気付かなかった点やよく理解していなかった点に気づかせるようにしている。

ほかに高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上）（下）について、読んでおくべき箇所を、毎回、事前に指示している。また、取り上げられている判例の一部について、判例百選の解説を読んでくるように指示している。

民事訴訟法 I、II についてのべたように、民事訴訟法は初学者には難解であり、現行の単位数では理論を理解させるだけでも時間が足りないため、実務教育との架橋をはかる余裕はないのが実情であるが、演習においては制度の実際の運用についてもふれるように努めている。また、理論教育とはいっても実務家を養成するための理論教育であることは演習においても常に意識し、実務家にとって必要と思われる限度において理論をしっかり理解させるようにしている。

〔授業の仕方〕

演習は、担当者は報告をすることなく、いきなり他の学生や教師からの質問に答える。これを議論のきっかけにしている。もともと、教科書にある Q についてはそれに対する解答を担当者に報告させている。担当者以外の学生は質問を考えてこなければならぬことにして、疑問をもつ能力を養成して

いる。疑問をもつことなしに真に理解することはできないからである。

〔履修指導〕

学生の質問に答える「質問会」を2回、行った。期末試験は赤ペンを入れて返却した。

## 商法Ⅰ（会社法）

〔教育内容〕

本科目は、1年次学生（主として法学未修者）を対象に会社法に関する基礎的・体系的知識を修得させることを目的としたものである。教科書として神田秀樹・会社法〔第10版〕（弘文堂）、副読本として江頭憲治郎ほか編・会社法判例百選（別冊ジュリスト180号、有斐閣）を使用し、平成17年改正前商法との相違点に留意するとともに判例等の法的紛争の具体例に言及しながら、新会社法における制度の仕組みとその考え方を理解させることを主眼とした。

なお、会社実務（ビジネス・プランニングのあり方）の視点も踏まえた授業を心掛けている。

〔授業の仕方〕

あらかじめ指定した教科書の該当頁を読み重要判例を予習してきていることを前提に、自作の講義案に沿って講ずるオーソドックスなレクチャー中心の授業を行っている。もっとも、適宜、判例等を素材に作成した簡易な具体的事例を提示し、そこに含まれている法的問題点の抽出と検討を問答式で行う授業方法も併用することで、学生の考える力の涵養に努めた。大部にわたる会社法を15回の限られた授業時間のなかでいかに教授すべきか、双方向・多方向型の授業の組み入れ方を含め、さらなる検討を図る必要がある。

〔履修指導〕

授業の最後または次回の授業の冒頭に学生の理解の程度を確認するための質問を行っている。また、学期中に複数回の小テストを実施した（小テスト後にはその解説・講評を実施）。オフィスアワーを積極的に利用し学生に対応している。

## 商法Ⅱ

〔教育内容〕

教科書は『リーガルマインド商法総則・商行為法』と『最新重要判例200商法』を併用した。多くロースクールで使用されているとのことで採用した。未修者にも分かりやすく、既修者にも対応できるように『最新重要判例200商法』を利用し、コンパクトに要領よくまとまっており理解しやすいものと思う。また『手形小切手法 商法講義』も同様であり、通説・判例で書かれており理解しやすい。判例を中心に発表形式で、基礎的概念を確認しながら



授業を進めた。新しい判例は、授業理解のために適宜使用している。上記により、商法の基礎的理解を目的とする。

#### [授業の仕方]

授業では、教科書に沿って基本的な法的枠組みと、商法の学説と判例を検討し、学説と実務の双方の観点から、講義方式にて商法の基礎を学ぶ。実際的な判例検討では、単なる紹介に終わらず、具体的事件への学説判例の捉え方の違いを学生に質問し、実務への理論の影響力について考え・検討する法曹教育を目指した内容であったと思う。

学習理解の確認のために、TKCを利用し課題を提出している。また課題解答が文章形式の場合には、参考答案として形式、論点、構成について注意書きしたものを再度TKCで掲載しており、理解しやすい方式であったと思う。

#### [履修指導]

TKCを活用し、上記のように授業後に課題を提出させ、理解の確認と復習を促している。さらには参考答案掲載により、論点把握と論文作成に腐心し、注意点の指摘と講評を行った。

判例発表と発表後によるレポートの作成提出をさせ、商法における基礎的問題点の把握と整理を学生に促している。

#### [改善計画]

まだ十分でないので、機能的な教育、授業進行の工夫をさらにしたいと思う。

### 商法演習

#### [教育内容]

商法Ⅱの講義で会社法の基礎的な知識を修得したことを前提に、主要な判例を取り上げ、学生による判例発表とディスカッションを中心に、判例理論の分析、学説の検討を通じ、商法総則・商行為、手形・小切手法の理解と応用力を養成し、具体的事例の分析力、法的思考力を養うことを主目的にした。

#### [授業の仕方]

商法総則・商行為、手形・小切手法の判例を基本に、主要な判例を取り上げて学生に割当て報告してもらい、その報告をもとに、質問者担当者を定め、その質問などを契機に、皆で議論するという方式をとった。20名の学生を2クラス(1クラス10名)に分け、学期途中で学生を入れ替え、1クラス7回の授業で10名全員に判例を割当て、判例発表と他の学生の質問に答える討論方式で理解を深めた。

発表後は、レポートにまとめ提出するものとしている。平成19年度では、発表前レジメの提出、発表後では議論を参考に再度、発表後レポートを提出させた。また判例発表進行役を裁判官とし、判決文として進行役の考えをまとめ提出させた。また時折、演習では実務家に参加してもらい、判例研究を

中心に、理論と実務との架橋を目指し実施した。

上記のように毎回の 2 度の課題提出による判例・理論の再検討により、復習の機会を与えた。演習では、発表者と質問者をチームごとに編成し、発表・質問・答弁を行った。これにより、法曹に必要な事例中心の思考力、事例解析力、応用力を試す試験を実施した。課題提出、参考答案発表、レジメ提出、参考資料などに TKC 機能を活用した。

しかし、判例の論点整理はそう簡単ではなかった。今後検討し、レジюме等の利用方法をさらに充実した内容のものにしたいと思う。

#### [履修指導]

取り上げる判例が最高裁判例に限ることなく、変動する分野も、研究のために判例使用している。事実関係の捉え方、また、事実の理解の価値観の違いが、大きく判決に影響を与えることを注意するよう指導した。

#### [改善計画]

限られた時間では、徹底した討論をするにはどうであったか。さらなる合理的な授業運営を工夫模索する必要があると思う。

### 商法演習（会社法）

#### [教育内容]

本科目では、会社法に関する基礎的知識を有する 2 年次学生を対象にその応用的・実地的理解を深めることを目的としたものである。そこで、ガバナンス、ファイナンス、M&A 等の特定の分野をとり上げ、教員が自作の講義案に基づきレクチャーした後、最新の重要判例について演習形式で検討した。教科書として神田秀樹・会社法〔第 10 版〕（弘文堂）、副読本として江頭憲治郎ほか編・会社法判例百選（別冊ジュリスト 180 号、有斐閣）を「商法 I（会社法）」に引き続き使用している。

#### [授業の仕方]

指定した参考文献を予習してきていることを前提に、とくに報告者を定めることはせず、教員の主導のもとに活発な議論が展開されるよう努めている。このような授業方法は、学生の議論する力や具体的事例に対応する能力を高めるうえで有意義であったと思われるが、各回の授業で達成すべき目標の明確化が今後の課題である。

#### [履修指導]

授業の最後または次回の授業の冒頭に学生の理解の程度を確認するための質問を行っている。また、学期中に複数回のレポート（判例評釈等）の提出を求めた（レポートを課した際はその解説・講評を実施）。オフィスアワーを積極的に利用し学生に対応している。なお、本科目の閉講後も学生有志と自主ゼミを継続的に行い、最新の重要判例をフォローしている。

## 民事法総合演習Ⅰ、Ⅱ

### 〔教育内容〕

シラバス及び成績評価基準の開示にあたって、「法曹に必要な能力・資質—2つのマインドと7つのスキル」を添付して読ませた上で授業に望ませている。授業では、実務上の取り扱いについて検討する際には、学生に対して、なぜそのような取り扱いがされているかを理論的に説明できるような発問を行うが、総合演習科目としての本科目の性質上、そのための時間を積極的にとるようにしている。

### 〔授業の仕方〕

2回に1回、授業で検討する演習問題につきレポートを提出させ、その次の回に、院生から提出されたレポートの内容を踏まえて、演習問題につき討論や質疑応答を行う。

### 〔履修指導〕

レポートの添削にあたっては、コメントを踏まえて自分で考える力を要請してほしいという意図で、添削の際のコメントをできる限り質問の形で示すことにしている。

特に、3年次配当の科目であり、学生がそれ相応の批判的検討能力を有していることを前提に、学生に対し、自ら作成したレポートについてまず自分でコメントさせた上で、教員のコメントを加えることにより、考えながらフォローできるように工夫している。

オフィスアワーについては、授業終了後30分間をこれにあて、学生が質問しやすいように工夫している。

### 〔改善計画〕

平常点の評価につき、その実施、特に減点の実施はきわめて困難であり、悩ましい。主観的な印象も含めて「センス」を評価することにより法曹養成のプロセスを担う機関としての特徴を出したいとも思う反面、明確な評価のためにある程度「センス」に基づく評価を犠牲にせざるを得ないのではないかといった悩みもあり、両者の妥協点を探るべく鋭意検討中である。

(2)以上の各科目の検討について、全体を総括する。

#### ア 教育内容

結論を言えば、教育内容は法曹養成教育として相応しい内容の授業である。各科目の項で述べたとおり、教育内容は高度であり、法曹養成教育として十分にふさわしい内容の授業である。行政法のカリキュラム改編が行われ、法曹養成教育にふさわしいカリキュラム構成となった。また、各科目毎の横の連携も、担当教員会合などで十分に考えられ、実施されている。

#### イ 授業の仕方

各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示している。それぞれの授業において、ミニテストや中間試験で理解度をチェックしながら進めている。また、映像等を利用し分かりやすい工夫をしている授業も多い。そのために、二つの教室に映像施設が設置されている。

講義形式で行われている授業もあるが、ほとんどの授業では、それぞれの各授業の中で、双方向・多方向の議論をする等で考える機会を設けている。

#### ウ 履修指導

予習の指示内容は、各教員が行っているが、適切になされている。それぞれの各授業で、TKC等を通じて、レポートが活用され、また、電子メールによるコメントバックや赤字による直接の添削などが実施されている。

## 2. 自己評価

B

## 3. 改善計画

各科目でそれぞれ適切になされており、研究科全体としての改善計画は、今のところ、ない。

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1)教育課程の編成に当たっては、伝統的な法理論教育と実務法曹養成に必要な実践教育を架橋することを基本としている。そのため、必修科目は、大別して、法理論を学ぶための法律基本科目と実務の基本的な構造・スキルを学ぶための実務基礎科目から構成されている<sup>41</sup>。

(2)「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」とは、法理論それ自体でも、また実務それ自体でもなく、社会の中で実際に機能する、生きた「法」のあり方を意識させる授業であると考えている。今年度から、従来「民事訴訟実務の基礎」として配当されてきた科目を、「基本民事訴訟」と科目名を変更し、内容をブラッシュ・アップして提供するものも、その表れである。すなわち、「民事訴訟法」でも「民事訴訟実務」でもなく、理論と実務が有機的に結合した「民事訴訟」を教える科目として位置づけている<sup>42</sup>。

上記の観点から、法律基本科目においては、理論のための理論や学説の知識それ自体ではなく、事例を通じ、社会に生起する問題の合理的解決に必要な理論の教授を重視している。また、実務基礎科目では、司法研修所における司法修習との有機的連関を意識した実務基礎教育を心がけている。

(3)理論教育のための法律基本科目も、憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事・民事訴訟法の分野について、基本的な知識・理論の習得する講義科目から、その応用となる演習、さらに総合的な総合演習へという科目構成になっており<sup>43</sup>、その構成自体、理論と実務の架橋を意識したものといえる。

(4)実務基礎科目（必修。5科目9単位）は、すべて実務家教員や派遣検察官・裁判官等の法曹有資格者が担当している。それぞれの実務経験に基づく理論教育が行われ、法科大学院での教育が従来の理論教育に尽きるものではないことを学生に実感させている。学生からは、「実務系科目を履修することで、法律基本科目で学んだことを有機的・体系的に理解できた。」との感想が多く寄せられている。

(5)ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップの3科目は、実務基礎科目のうちの選択必修科目（3科目から1科目2単位を選択）に位置づけられている<sup>44</sup>。法律基本科目で教わった理論の実践のあり方を学生が実感する場となっている。実施研修に近い形で得られた知識は、定着度が強く、生きた「法」

41 別紙5資料1「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」3頁参照。

42 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」60頁「授業科目の内容等」「基本民事訴訟」参照。

43 別紙5資料1「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」3頁参照。

44 同3頁参照。

の理解が深まる有力な契機になり得ることが、学生・教員双方の立場から実感されている。また、法曹として働く具体的なイメージがつかめることにより、日々の勉強に対するモチベーションが高まる効果も確実に存在する。

(6)なお、法律基本科目における理論教育を実務的観点から補うべく、修了要件外の授業として、法学基礎講義が提供されている。ここでは、例えば、民事系科目で早い段階から要件事実論の導入部分を紹介したり、実体法・手続法の区分にこだわらない問題解決型のケーススタディを実施するなどの試みがされている。修了要件外の授業であるにもかかわらず履修率が高い。

## 2. 点検・評価

(1)程度の差はあっても、「理論教育と実務教育を架橋した授業」を意識しない教員は皆無といってよい。各教員は、それぞれの授業の中で工夫をこらしている。

(2)例えば、「人権」においては、著名かつ基本的な判例を素材に、1審、2審及び最高裁の事実認定・法律構成を比較検討させ、その作業の中で判例研究の基本フォームを教えつつ、理論構成の違いがどのように具体的結論の差異を導くかを体得させている。

(3)また、「不法行為法」においては、担当教員の研究・実務双方にわたる豊富な経験にもとづき、当該事例を合理的な解決・あるべき救済に導くにはどのような法律構成が考えられるかという観点から、徹底的に理論を詰めていく内容の授業が実施されている。「契約法」や「物権法」においては、例えば、授業内容について事前に打ち合わせた上で、理論面を研究者教員が講じ、実務的観点から実務家教員がコメントを補足するなど、足らざるところを補い合う協働授業が実施されている。

(4)また、「刑事法総合演習」では、実務経験を有する教員が実体法・手続法にまたがる論点を含む基本事例を作成し、それをもとに研究者教員が発展的な関連論点を含む事例を作成するという方式で、統一的なコンセプトの下、理論と実務を無理なく融合して理解を深めさせる試みがされている。

(5)さらに、「米軍基地法」(展開・先端科目)においては、公法専攻の研究者教員と弁護士の実務家教員が共同して責任教員となり、地位協定にまつわる憲法問題、自治体・行政法学の問題、刑事裁判権の問題のほか、涉外家事事件など日米軍基地に関する諸問題を総合的に教えている。また、基地関係訴訟を手がけた弁護士、存沖米国総領事を招いて話を聞くなど、現実の基地問題に即した学習によって学生の問題意識を高めている。

## 3. 自己評定

B

#### 4. 改善計画

上記のように、「理論と実務の架橋」については、試行錯誤を経て具体的なイメージが明らかになりつつある。またその実践例も幾つかある。

しかし、組織として統一的なコンセプトはいまだ確立したとはいえない。幸いなことに、日常の教務について連絡を取り合うための教員間のメーリングリストが存在し、またFDも継続的に開催されているので、これらの機会を通じて、相互理解を深め共通の理解を形成する必要がある。各科目・各教員ごとに具体的にどのような形で「理論と実務の架橋」が実現可能なのか、その方策を探ることが今後の課題である。

## 6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1. 現状

#### (1)開設されている臨床科目の内容等

臨床科目としては、「ロイヤリング」(2年後期)、「クリニック」(3年前期)、「エクスターンシップ」(3年夏期集中)及び「模擬裁判」(3年後期)がいずれも2単位科目として開設されており、いずれも実務基礎科目に位置付けられ、すべて実務家教員が担当している<sup>45</sup>。

#### (2)履修状況等

「ロイヤリング」、「クリニック」及び「エクスターンシップ」の3科目はいわゆる選択必修であり、学生は、この3科目のうち少なくとも1科目を履修しなければならない、かつ、「模擬裁判」は必修科目である<sup>46</sup>。つまり、院生は、臨床科目を少なくとも2科目4単位以上<sup>47</sup>履修しなければ修了できないカリキュラムとなっている。臨床科目は、法曹として必要な「スキル」のみならず「マインド」を養成するのに適した科目であり、かつ、法律基本科目等で学んだ知識や理論を実践する中でその理解を深化させるなど理論と実務を架橋するのに適した科目であり、本研究科では臨床科目を重要科目として位置付け、学生に2科目以上履修させるようにしている。

選択必修科目の具体的な履修状況は次のとおりである。

##### ア ロイヤリング

2005年度後期 — 受講者14名、単位取得者14名

2006年度後期 — 受講者6名、単位取得者6名

2007年度後期 — 受講者12名、単位取得者12名

##### イ クリニック

2006年度前期 — 受講者6名、単位取得者6名

2007年度前期 — 受講者13名、単位取得者13名

2008年度前期 — 受講者11名、単位取得者11名

##### ウ エクスターンシップ

2006年度夏期集中 — 受講者1名、単位取得者1名

2007年度夏期集中 — 受講者11名、単位取得者11名

2008年度夏期集中 — 受講者2名、単位取得者未定

#### (3)適法性の確保及び授業の効果向上に向けた工夫等

##### ア ロイヤリング

いわゆるシミュレーション科目であり(適法性は特に問題とならない)、

<sup>45</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」62頁参照。

<sup>46</sup> 同62頁参照。

<sup>47</sup> 選択必修科目を重ねて履修することも認められており、実際、例えばロイヤリングとクリニックの双方を履修するなど重ねて履修した学生もいる。その場合、模擬裁判も合わせれば臨床科目を3科目6単位履修したことになる。



臨床教育としての効果向上に向けた工夫として、学生が弁護士役をするロールプレイ（相談者・依頼者役は担当教員）をできるだけ多く行い、各受講生が少なくとも2回（法律相談において1回、交渉において1回）弁護士として事件処理をする場面を体験させるなどの工夫をしている。なお、2年後期の開設であり、3年前期開設の「法曹倫理」に先行するが、シミュレーションの中で問題となる法曹としての倫理感や責任感（「マインド」）に関する問題についても個別に取り上げて検討及び解説しており、「法曹倫理」への架橋も意識している。

#### イ クリニック

学生が生の法律相談を行うことから適法性確保が重要であり、まず、事前に必ず（「法曹倫理」の授業とは別にクリニック受講生を対象とした）守秘義務を中心とする法曹の職務についてのガイダンスを行った上、守秘義務に関する誓約書を徴収している。また、学生全員が損害賠償責任保険に加入している。実際に法律相談を実施する際には、必ず弁護士資格を有する教員も同席し、同教員が相談者にクリニックの概要を説明し承諾を得た上で相談を開始し、最終的には同教員が責任をもって回答することになっている。

臨床教育の効果を向上させるための方策として、学生にできるだけ多くの法律相談事案について検討させるために、担当教員と担当学生が行っている法律相談の様子をテレビモニターで撮影し、これを他の教員と院生が別室で見ながら検討し、相談者への回答前に（相談を一時休止して）担当者を含めた全員で合議した上で、担当者が相談者に回答するなどの工夫をしている。さらに、グローバルな法曹を養成するという観点から、2008年度からはカリフォルニア州弁護士である米国人講師にも協力してもらい、渉外家事事件の法律相談にも取り組むことにしている。

#### ウ エクスターンシップ

学生が派遣先の法律事務所等で生の事件処理に関わることから適法性確保が重要であり、まず、事前に必ず（「法曹倫理」の授業とは別にエクスターンシップ受講生を対象とした）守秘義務を中心とする法曹の職務についてのガイダンスを行った上、守秘義務に関する誓約書を徴収しており、また、クリニックと同様、院生全員が損害賠償責任保険に加入している。また、派遣先にも法科大学院生の特殊性（司法修習生との違い等）を前提とした適法性確保のための注意事項を伝え、適法性確保のための配慮をしてもらっている。

臨床教育の効果を向上させるための方策として、派遣前に担当教員が受講生を対象にエクスターンシップに求められる基礎的事項について概説した上で派遣している。学生には派遣期間内に派遣先で法情報調査・法文書作成、法律相談への立会等の課題を与え、レポートを提出させて

いる。

#### エ 模擬裁判

いわゆるシミュレーション科目であり（適法性は特に問題とならない）、臨床教育としての効果向上に向けた工夫としては、学生が民事裁判手続と刑事裁判手続の双方とも体験できるように民事・刑事とも模擬裁判を行うこととし、かつ、院生が違う立場を体験できるように法廷（合議体）を複数つくるなどして裁判官役等を体験できる機会を増やすなどしている。また、きめ細かな指導ができるように、民事事件について弁護士である担当教員と派遣裁判官が協働で指導しているのはもちろんのこと、刑事事件についても弁護士である担当教員に加え、派遣検察官及び刑事裁判官としての経験も豊富な教員にも協力してもらい、法曹三者それぞれの立場から、法曹としてのスキルとマインドの涵養並びに理論と実務の架橋を意識した指導をしている。

## 2. 点検・評価

(1)基本的には、臨床科目は適切に開設され、実施されているといえる。

本研究科は、臨床科目が法曹として必要な「スキル」のみならず「マインド」を養成するのに適した科目であり、かつ、法律基本科目等で学んだ知識や理論を実践する中でその理解を深化させるなど理論と実務を架橋するのに適した科目であるという共通認識から、臨床科目を重要科目として位置付け、学生に2科目以上履修させるようにしている。

また、上記現状で指摘したとおり、各科目を実施する上でも上記教育目的を達成すべく教育効果を高めるため様々な工夫をしており、実際、特に、ロイヤリング、クリニック及び模擬裁判については、学生の評価も高いし、担当教員としても受講生の成長が実感でき、その教育効果が上がっていることが実感できる。

### (2)改善すべき点

ア 総論的には臨床科目の目的及びその重要性を否定する教員はいないと思われるが、その具体的な実施にあたっては実務家教員任せの状態となっている面も多く、臨床科目における理論と実務の架橋をより一層充実させるためには、研究者教員のより一層の臨床教育への理解とより積極的な協力が必要だと思われる。

イ 臨床教育をより充実させるため、クリニックやエクスターンシップがロイヤリングとの選択必修となっているのをロイヤリングの履修を要件にクリニックやエクスターンシップを受講させることや、クリニックが法曹倫理と同時開講となっているのを法曹倫理の履修後にクリニックを受講させることについても検討する必要がある。

ウ エクスターンシップについては、それなりに教育効果が上がっていると

思われるが、派遣期間が1週間程度に過ぎないことや、現時点においては派遣先の法科大学院教育への理解度や指導力等が必ずしも均一ではないと思われることなどから、ロイヤリングやクリニックと比較した場合の教育効果に不安な面があることは否定できず、より充実したエクスターンシップ教育に向けた改善が必要だと思われる。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

上記 2.(2)改善すべき点で指摘したアの研究者教員の臨床科目への関与やイのロイヤリングや法曹倫理をクリニック・エクスターンシップの履修要件にすることについては、担当科目やカリキュラム再編にも関連することなので、今後FD等で議論する中で改善を図っていきたい。ウのエクスターンシップの派遣期間や派遣先の指導の充実のための連携のあり方等について、まずは担当教員と沖縄弁護士会の担当委員会で協議するなどして検討する必要がある。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

## 1. 現状

(1)本研究科が養成を目指すのは、次のような資質を持つ法曹である<sup>48</sup>。

ア 「国民の社会生活上の医師」として、地域住民や地域社会の抱える問題に法的に適切に対応できる心（マインド）と知識（スキル）を有する。

イ それを前提に、「地域にこだわりつつ世界を見る」ことができる。すなわち、沖縄のもつ歴史的・地域的特性に対する理解と国際的な視野を兼ね備えている。

(2)上記のような理念の下、具体的には、次のような2つのタイプの法曹の養成を目指している<sup>49</sup>。

ア ホーム・ロイヤー：地域に根ざす法律家として、住民の日常的な法律問題に対応できる能力をもつ法曹

イ インターナショナル・ロイヤー：沖縄の地理的・歴史的・文化的・政治的特性に立脚した国際的視野をもつ法曹

(3)本研究科の教育課程においては、法律基本科目において、基本的な法知識とそれをベースにした法的構成力・議論能力の養成を目指し、他方、実務基礎科目において、専門技能の基礎部分及び法曹としての責任感・倫理観の習得を目指している<sup>50</sup>。これら必修科目群が、法曹に共通して必要なスキルの基本部分を形成している。

(4)基礎法学・隣接科目および展開・先端科目（いずれも2・3年次配当）においては、地域に根ざしたホーム・ロイヤーとして必要な法的スキームを取り扱う「自治体法学」、「社会保障法」、「税法」、「食品安全法」等の諸科目や、沖縄の地域特性を反映した「島嶼経済学」、「企業活動と経済特区に関する法」、「米軍基地法」等の諸科目が配当されている。また、「マイナリティー法」では、ジェンダーやハンセン病の問題が取り上げられ、受講者がハンセン病療養所を訪問するなどしており、社会的弱者のために法曹がなすべき役割について考える機会を提供している。これらの科目により、本研究科での法曹養成の1つの柱である「地域性」（ローカリティ）が養成されている。

(5)他方では、英語力・国際性重視の本院の理念を体現し、「アメリカ法調査」、「法律英語」等の英語関連科目が、米国各州の法曹資格をもつ弁護士専任教員及びアメリカ人非常勤講師により提供されている。「比較憲法」、「国際法」、「国際人道法」、「国際取引法」、「国際私法」、「国際民事訴訟法」等の豊富な国際法関連科目の提供も、もう1つの柱である「国際性」（インターナショナル

48 資料1「設置計画書（抜粋）」「設置の趣旨および必要性」参照。

49 同所参照。

50 資料1「設置計画書（抜粋）」「教育課程の編成・教育方法・教員組織」参照。

リティ)を意識したものである。

さらに特筆すべきは、「アメリカ研修プログラム」である。これは、ハワイ大学ロースクールとの連携(8-2-4「国際性の涵養」参照)の下、本研究科創設時から継続してきた2週間の短期プログラムを、学生の意向をふまえ、単位認定を伴う正式な科目として創設したものである。

(6)教育上大きな役割を果たしているものに、「クリニック」や「エクスターンシップ」等の実務基礎科目がある。そこでの体験を通じ、学生は、例えば米兵相手の養育費請求事件、沖縄県独特の長子相続の慣行が絡む親族関係事件等に触れ、地域社会の特性への関心・理解を深めている。さらに付言すれば、1972年5月14日まで米軍統治下にあった特殊な歴史を経験した県内出身教員の経験談等に触れることそれ自体も、法曹としての「マインド」を深めることに役立っている。このような中、院生が、教員が主宰する勉強サークルにおいて、沖縄県内のある地域の特殊な入会権が問題となった「杣山訴訟事件」について研究発表するなどの成果も表れている<sup>51</sup>。

(7)なお、本研究科では、実務基礎科目である「法情報調査・法文書作成」(1単位)が1年次の必修科目に指定され、ここで法情報調査の基本スキルが教育されている。また、「法曹倫理」(2単位)が3年次の必修科目とされている<sup>52</sup>。

(8)正規の授業ではないが、法テラスのスタッフ弁護士を招いての座談会<sup>53</sup>や、裁判員制度模擬評議シンポジウム(那覇地方裁判所との共同開催)<sup>54</sup>を実施し、これらも地域に根ざした法曹としてのマインドを養成する契機となっている。

## 2. 点検・評価

(1)本研究科の掲げる「地域特性への理解」と「国際的な視野」の理念とともに、法曹に必要なマインドとスキルが法科大学院における教育で開発・養成されなければならないことについては、教員全員の共通認識があるといつてよい。個別授業において、工夫を凝らした取り組みも少なからず見受けられる。また、ハワイ大学ロースクールにおける「アメリカ研修プログラム」のように、全国的にもあまり例を見ない先進的なプログラムも着実に定着・発展しつつある。

(2)その一方で、これらのスキル・経験を全体で共有し、組織化・体系化していく取り組みはまだ十分ではない。教員間のメーリングリストで情報を発信・共有し、またFDで散発的に議題として取り上げたりしているが、個別

<sup>51</sup> 資料10「そま山訴訟事件レジュメ」

<sup>52</sup> 以上の授業科目につき、別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」49頁以下「授業科目の内容等」参照。

<sup>53</sup> 資料11「大田晃弘弁護士を囲む会資料」

<sup>54</sup> 資料12「裁判員制度模擬評議シンポジウムポスター」

授業を工夫することに精一杯で、教育スキルとしての体系化・汎用化まで至っていないのが現状である。また、「クリニック」や「アメリカ研修プログラム」等、教育効果の大きな科目も、米国各州の法曹資格をもつ弁護士教員に依拠するところが大きく、具体的成果・問題意識が教員間に十分に共有されているとはいいがたい。

### 3. 自己評定

C

### 4. 改善計画

いっそうの地域特性理解のため、クリニックにおいては、いわゆるアメリカン問題を扱うブランチを本島中部地域に開設する計画が進行中である。エクスターンシップにおいても、地元実業界・法曹界の援助・理解を得てエクスターンシップ先が充実しつつある。ハワイ大学との連携では、遠隔教育システムを使った授業の可能性等を検討しなければならない。これらの実現のためには、研究者教員と実務家教員の意思疎通を強化し、合理的で円滑な連携を図る必要がある。

## 8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 1. 現状

(1)講義科目と演習科目については、本研究科専用の教室・演習室が確保されている。また、学生の自習室も充実しており、1人につき机・椅子・ロッカーを割り当て、全員に一人1台のパソコンを貸与している<sup>55</sup>。

講義用教室にも、全席にパソコンが用意されており、判例・文献へのアクセスや法情報調査が容易になっている<sup>56</sup>。

(2)学生からの自由に議論を行うことができる部屋、自主ゼミ室、談話室等を用意して欲しいという要望があるものの、まだ学生の利用に供する共用スペースとしての談話室等が確保できていない。

(3)文系総合研究棟 401 教室等においては、遠隔教育のための音響機器、画像映写機器を 2008 年度に設置し、九州・沖縄法科大学院教育連携における単位互換に基づく他法科大学院提供の科目の履修に利用されている。

(4)民事刑事模擬裁判に使われる模擬法廷や学生のための資料室を設置している。資料室は沖縄弁護士会の支援をも受けて図書を充実しつつある。

(5)TKC 教育支援システムを導入しており、判例資料を検索したり、学生へ予習範囲を指示したり、課題を課したり、学生から課題の提出を受けるなど、教員、学生とも TKC を活用している。

(6)法律文献検索システムとして LIC を導入し、最高裁判所判例解説 DVD,判例タイムズ DVD,ジュリスト DVD,金融・商事判例 DVD,労働判例 DVD,旬刊金融法務事情 DVD などを相互転換できるようになっている。

(7)その他、図書館のホームページから、Lexis Nexis JP、法律判例文献情報、LEX/DB インターネット、法律時報文献月報サービス、Lexis.com 等の電子媒体の判例情報検索システムを利用して法情報に容易にアクセスできるようになっている。

### 2. 点検・評価

双方向・多方向の授業内容に耐えるためには、日頃から議論を学生間でも活発に行う必要がある。講義室を講義の合間に利用するというかたちで、そのための空間を曲がりなりにも確保することが出来たことは一歩、前進であった。また、九州・沖縄法科大学院教育連携における相互授業履修システムが、そのための機器を備えて実現できたことは、学習環境の整備という面でも一定の成果であると評価することができる。

<sup>55</sup> 別紙 5 資料 1 「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」 11 頁参照。

<sup>56</sup> 同 11 頁参照。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

講義室を講義の合間に利用することについては予約制を採っているが、希望が多くてそれに対応できていないというのが実情である。学生が自由に議論、談話するために恒常的に使用できる部屋を確保すべく、現在、法文学部と交渉中である。



## 8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1. 現状

(1)図書に関しては、本学の中央図書館がある。単行本、判例集、法律雑誌、大学紀要など、重要なものについては入手可能な状況にある。中央図書館本館には現在、法律関係の図書が 25,386 冊所蔵されている。また、学生の自習室の近くには学生の利用頻度の高い図書を集めた資料室があり<sup>57</sup>、中央図書館を經由した図書 3,609 冊のほか、沖縄弁護士会から寄付を受けた図書も多数、所蔵されている。

(2)本研究科では、TKC を導入しており、それにより判例を含めて多くの法律情報、LEX/DB インターネット、法学紀要データベース、速報判例解説、判例百選・重要判例解説等へのアクセスが容易になっている。これは、自習室の各自の机と自宅から 24 時間利用可能な環境にある。TKC は、本研究科で行われる授業のシラバス、レジュメ、資料等の配付、連絡の手段としても、幅広く利用されており、情報源と教育活動とが密接に結びついている。

(3)ただ、今後も、引き続いて資料室の図書の充実をはかり、とりわけ多岐にわたる法改正に対応した新しい図書を確保する必要がある。また、自習室の各人の利用スペースも十分とはいえない。

### 2. 点検・評価

本研究科の資料室の図書を、毎年、継続的に購入するに必要な予算が限られており、それをどのようにして増やしていくかが課題である。

### 3. 自己評定

C

### 4. 改善計画

法曹養成のための教育研究機関として、現在の学内予算ははなはだ不十分であり、全学の予算計画を見直し本研究科の予算の増額を実現するために、学内での理解を得る努力を積み重ねて行くことが必要である

---

<sup>57</sup> 別紙 5 資料 1 「琉球大学大学院法務研究科パンフレット」 12 頁参照。

## 8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

### 1. 現状

(1)本学は全学的に入学料免除、授業料免除（半額）制度があり、本研究科の学生に対しても適用される。2004年度前期5名、後期6名が授業料半額免除、2005年度2名が入学料免除、前期・後期10名が授業料半額免除を受けている。

さらに2006年、07年は入学料半額免除各1名。2008年2名である。授業料半額免除は、2006年前期・後期22名、2007年前期・後期32名。

(2)奨学金については、日本学生支援機構の貸付制度を本法科大学院生も利用している。2004年度13名、2005年度20名の学生が貸与を受けている。2006年度16名、2007年度15名である。

(3)他に、沖縄弁護士会有志による贈与型の奨学金制度があり、毎年、各学年の成績優秀者（GPA）上位3名に60万円が給付されている。

(4)さらに、企業家の鎌倉国年氏による本研究科の学生のみを対象とした贈与型の奨学金制度があり、年1回36万円を3年間給付するもので、現在、3年次3名、2年次1名の学生が受給している。今年度入学生についても鎌倉氏による選抜が行われる予定である。

(5)地元の沖縄銀行も本研究科の学生の入学・在学のための教育関連費用につき特別な貸付制度を設けている。

(6)学生の多くは夜遅くまで自習室で勉強するため、食堂など食事への利便性が必要であるが、学内の北側にある生協食堂では夜7時30分まで利用が可能であり、2008年には改装され利用しやすくなった。昼間は3箇所 of 学内食堂がある。

(7)大学として学生寮を有しており、本研究科の学生も2004年度2名、2005年度5名、2006年度1名、2007年度3名、2008年度1名が入寮を許可されている。

(8)履修指導や学生生活・進路指導等の相談指導に当たる指導教員制度があり、各学生について指導教員が特定され、緊密に連絡・相談等ができるようになってきている。学生の相談や苦情に対しては、指導教員制度とは別に窓口として苦情処理委員会を設置している。

(9)本学では全学的にセクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を各部局に設けている。さらに各部局の相談窓口を統括する相談室も存する。

(10)2007年度より学則を改正し、修了生が終了後も継続して本研究科において学修生活を続けられる法務学修生の制度を設けた<sup>58</sup>。法務学修生には専用の室が与えられ、また資料室の利用が許される。法務学修生の授業料は月5,000

<sup>58</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」19頁「琉球大学大学院学則」第35条の5（法務学修生）参照。

円であるが、本研究科修了後半年間は無料である。

(11)2006 年度に本研究科を修了し、司法試験短答式を突破したが、最終的に不合格になった者のうち、本研究科が推薦し、沖縄銀行の修了生支援奨学金の面接に合格した者 3 名に対して、沖縄銀行が月額 8 万円の奨学金を授与している。

今回の司法試験に備えて勉学に励むことを念頭に入れ、司法試験実施日までは週 1 回程度の銀行金融に関する法律問題を検討する会議に出席することになっている。司法試験受験後は、5 日間の勤務をし、銀行金融に関する法律問題を検討している。この 3 名に対しては沖縄銀行の本店の一室を自習室として与えられており、時間を調整しながら勉学に励んでいる。

(12)学習支援体制の一環としての授業料免除については、学内での授業料免除における本研究科の学生の取扱いに学生が不公平感を抱くという問題があった。すなわち、本研究科は厳しい相対評価基準があり、授業料免除の決定における学内の基準によると学業成績の点で本研究科の学生は著しく不利になるという問題が存した。そこで、この点に関し特別の配慮を大学当局に要請し、理解が得られ改善された。

(13)これに対し、入寮許可の決定時期については、他の研究科と事情は同じであるが、学部よりも遅い時期に許可決定がなされるため、他大学出身の学生にとっては入寮できる時期が遅すぎるという問題があり、これはまだ解決されていない。退寮時期についても、司法試験が 5 月にあるため、直前の 3 月に退寮することは時期的に学生に大変不便を強いることになるという問題がある。

## 2. 点検・評価

本研究科における経済的学習支援の中心のひとつである沖縄弁護士会有志の尽力による奨学金を、同会有志に限らず広い範囲の方々から募集をする必要がある。これと関連して、学生の学習活動を経済的に援助することを目的として、法科大学院支援基金を創設することを検討する必要がある。本研究科修了生に対し沖縄銀行による奨学金の付与と自習室の利用提供が 3 名に対して行われたことは、修了後、奨学金がなく、経済的に困窮する傾向のある修了生にとって大きな支援となっている。さらに、沖縄弁護士会有志の奨学金や鎌倉奨学金は学生の勉学奨励に大きなインセンティブを与えている。

このように各種の経済的学習支援があるが、全般的に学生は経済的支援を必要とする者が多く、授業料免除や奨学金に対する要望はなお強い。

## 3. 自己評定

B

#### 4. 改善計画

奨学金に充てる基金作りを研究科が中心となって行う予定である。また、学生の相談や苦情に対しては、指導教員制度とは別に窓口として苦情処理委員会を設置しているが、今後は学生がより利用しやすくなるように工夫していきたい。

8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1. 現状

本法科大学院では、指導教員制度を採用している<sup>59</sup>。現在、3年次においては、3名、2年次においては3名、1年次においては3名の指導教員を配している。学年の定員は30名であるから、指導教員一人あたり6名から10名の担任になっている。それぞれの指導教員が、学生の個人別の担当となり、履修指導、学習指導、進路選択、生活指導等を含め、多面的にアドバイスをしたり、指導できる体制が整っている。学生と指導教員の連絡は密であり、日常的にアドバイスできる体制を整えつつある。学生の相談や苦情に対しては、指導教員制度や苦情処理委員会を設置している。

オフィスアワーは学生への教育相談システムとしての意味も有している。そのほか、教員のアドレスは公開されており、学生はいつでもメールを利用して各教員へ教育相談等ができるようになっている。

### 2. 点検・評価

学生は履修、学習方法、生活、進路等について、さまざまな悩みを抱えている。指導教員は、それぞれの学生の個性と個人的事情を勘案しながら、学生からの要望があればアドバイス等、適切な指導を行なう体制を整えている。少人数教育のメリットを生かして、学生は十分に手厚い指導とアドバイスを受ける体制が整っていると評価できる。本研究科の指導教員制は、他の法科大学院ではあまり見られず、学生にとり充実した支援体制であると考えられる。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

学生個人毎の、学習状況、カリキュラム選定、成績状況などを記録したアカデミックカルテの作成が、学生の学習支援のために計画されている。まだ十分に完成していないため機能はしていないが、今後の課題である。

---

<sup>59</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」39頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第4条（指導教員）参照。

### 8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

#### 1. 現状

学生の健康管理については、全学の保健管理センターがあり、本研究科学生についてもそこを利用することができる旨、学生便覧で説明されている<sup>60</sup>。センターでは土、日を除く毎日、健康相談とカウンセリングが専門の医師およびカウンセラーによって行われている。勉学上の問題を含め精神面の相談については、学生数が少ない本研究科においては指導教員制度が有効に機能している。各学生について指導教員が特定されており、学生は気軽に指導教員に相談を持ちかけることができる。

司法試験という厳しい現実を前に法科大学院生特有の問題が生ずる可能性があるが、全学的には保健管理センターが設置されている。

#### 2. 点検・評価

本研究科の学生の中に実際に保健管理センターに定期的に通っている学生がいたが、その学生については、指導教員、研究科長および保健管理センターのカウンセラーが連絡を取り合いながら対処した。現在は同様の学生はいない。今後も、指導教員に持ちかけられた相談で指導教員だけでなく研究科として対処すべきものについては、研究科長あるいは研究科委員会で迅速に対策を講ずるべきだということについても全教員周知一致している。

法科大学院生にとっては、勉学あるいは司法試験に対する不安や焦りが精神面での最大の問題であり、それについては、学生間の交友関係や全体の雰囲気も重要であるが、自主ゼミや年次ごとの懇親会などを通じた教員と学生の交流の場があり、それが学生が教員に相談しやすい雰囲気を作るのに役立っている。

#### 3. 自己評定

B

#### 4. 改善計画

入学時のオリエンテーションにおいて保健管理センターのカウンセラーに精神面での健康管理につき講話をしてもらったり、保健管理センターのカウンセラーによる本研究科の学生のための定期的な巡回カウンセリングアワーを設けることなどを検討する必要がある。

<sup>60</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」94頁参照。

8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

(1)「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成をスローガンとする本研究科においては、下記のとおり、学生の学習環境に係わる国際的活動として、ハワイ大学ロースクールとの交流協定（2005年3月14日締結）に基づき、下記の取り組みがなされている<sup>61</sup>。

内容	実施時期	学生の参加状況
ハワイ大学ロースクールにおける短期研修プログラム	2004年8月	9名
	2006年3月	14名
	2007年3月	7名
	2008年3月	9名
法科大学院法学教育シンポジウム	2005年3月	20名程度。うち一名がパネリストを務めた。
臨床法学教育スタッフセミナー	2006年2月	10名程度

(2)法科大学院制度のスタートした2004年より、一期生9人と教員6人が参加し、第1回のハワイ大学ロースクール短期研修プログラム（2週間程度）を実施した。ハワイ大学ロースクールの教授陣による特別講義を受け、またロースクールの通常の授業を聴講することを中心にしたプログラムであり、当時のフォスターハワイ大ロースクール院長と相談の上、カリキュラムを組み、初の実施に踏み切った<sup>62</sup>。ロースクールの授業外では、裁判所での公判傍聴、弁護士会訪問、大中小規模の複数の法律事務所訪問、州知事室訪問、州議会上下各院議長訪問、州議会訪問傍聴、沖縄縄県人会との懇親会等を行った。

第2回ハワイ大学ロースクール短期研修プログラム以降は、先方の都合もあり、時期を変えて、3月に実施している。基本は第1回の構成と同じであるが、毎回少しずつ、新しい訪問先などが追加されている。例えば、第2回以降ずっと、ハワイ州最高裁判所を訪問し、ムーン長官をはじめ最高裁の裁判官と懇談、質疑応答を行っている。州地裁のマッケンナ判事担当の公判を傍聴した後、同伴時と質疑応答を行うことも現在の第4回短期研修プログラムまで続いている。また、第3回からは連邦地裁のエズラ判事による同地裁の執務室での講話を聴いている。

(3)そのほか同短期研修プログラムでは、ハワイ大学ロースクール生との学生交流もあり、初日と終了日に学生を含めた交流会を行っている。これによ

<sup>61</sup> 本研究科 HP URL : [http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/topics/topics\\_symposium\\_04.html](http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/topics/topics_symposium_04.html) 参照。

<sup>62</sup> 資料13「高良鉄美 「琉球大学法科大学院サマープログラム・イン・ハワイ」 琉大法学 73号 292-318頁（2005年3月）参照。

て、日米における法曹教育の情報が交換されるだけでなく、将来に向けてどのような法曹になりたいのかなど、法曹養成教育機関の学生ならではの意見の交換なども行われている。また、ハワイ大学ロースクール生の課外活動、市民運動への参加やロースクール学生自治会、各種のサークル等についても意見交換の場を設けている。第4回はロースクール生と合同ピクニックを行った。

このように設立以来第4回目を数えるハワイ大学ロースクールにおける短期研修プログラムについては、参加学生を交えた報告会も実施され、学生の関心も高い。

(4)ハワイ大学ロースクールとの交流は、短期研修プログラムにとどまらず、2005年3月にハワイ大学ロースクールのソイファー院長を招聘し、法科大学院教育シンポジウムを開催した。その際に、同ロースクールとの間で交流協定への調印式が挙行された。これは、平成16年度文部科学省専門職大学院形成支援プログラムに採択された「日米間のリーガルパートナーシップの確立－法科大学院における単位互換制度へ向けて」によるものである。

また、2006年2月にハワイ大学ロースクールからマーク・レビン准教授、ジャスティン・レビンソン講師を招聘し、臨床法学教育スタッフセミナーを開催した。同セミナーはハワイ州のエドワード・クバ弁護士および同ロースクール修了のダリル・アラカキ大阪学院大法学部准教授、同ロースクール修了の伊川正樹名城大学准教授を加え、シンポジウム形式で開催した。

(5)本研究科は入学定員30名のうち5名を英語力を重視した特別選抜枠としている。外国の法制度にも精通した国際的に活躍する法曹になるというモチベーションを高めるためにも、このような特別選抜枠を設けていることは意味をもっていると考えられる。なお、第1期生で特別入試枠で合格した5人のうち3人が司法試験に合格している。

(6)カリキュラムにおいては、米国人弁護士（カリフォルニア州弁護士資格）非常勤教員による英語の授業（アメリカ法、アメリカ法調査）、またカリフォルニア州弁護士資格を有する日本人実務家教員による英語の授業（法律英語）を開講するほか、沖縄に係わる国際問題に関連する授業（米軍基地法、企業活動と経済特区に関する法、日米関係史）を開講している。また、その他の国際性に関わる授業として、国際法、国際人道法、国際取引法、国際民事訴訟法、国際私法、知的財産法、ITと著作権などがある。

教員体制においても、上記の他にも米国の弁護士資格を有する者がおり、米国を含めた海外留学経験を有する教員も多い。

(7)このような学習環境において、ハワイ大学ロースクール短期研修プログラムを受けた学生で、その後、同ロースクールに留学した者がおり、将来米国の弁護士資格を取得することを希望している。

(8)研究科委員会の許可を受けて留学した学生については、一定の条件の下で、



留学中に取得した単位を本研究科の修了に必要な単位（「アメリカ研修プログラム」2単位）として認定し、また、留学した期間を本研究科の修了に必要な在学期間として算定する等、留学しやすい環境を整えている。

ハワイ大学ロースクール短期研修プログラムは、研修中の授業等に関する感想やテーマを与えたレポートなどにより、第4回プログラムから本研究科の修了に必要な単位として認定している。

## 2. 点検・評価

ハワイ大学ロースクールにおける短期研修プログラムは国際性の涵養のための取り組みとして特筆すべきものであり、外部からも高い評価を受けている。ハワイ大学ロースクールとのその他の交流も、特徴的であり、緊密な関係を形成していると言ってよい。英語力を重視した入試特別枠や国際性の涵養を意識したカリキュラムも順調と思われ、また留学等に対するフォローもなされている。

これまで大学側もハワイ大学ロースクールへの研修授業料や旅費の一部補助等、可能な限りの支援を行ってきたが、今後は外部資金を含めた学生に対する支援方策を検討する必要がある。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

研究科長を先頭として、ハワイ大学ロースクールとの交流が強化され、これに基づいて充実したプログラムが実施されている。これに満足せず、外部資金獲得に努め、同プログラムのさらなる発展をめざす。

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

各開設科目の履修登録者数は別表の通りである<sup>63</sup>。1クラスの人数が50人を超えた科目はない。

2. 点検・評価

問題点はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

---

<sup>63</sup> 別紙5資料18「科目別履修登録者数一覧表」参照。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

2006年度			2007年度			2008年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
30	30	100	30	29	0.97	30	32	1.07

入学定員30名に対して、入学者数は、2006年度30名、2007年度29名、2008年度32名で、平均30.3名である。これは入学定員の1.01倍に相当する。

2. 点検・評価

入学者数と入学定員の乖離は10%未満に抑えられており、両者のバランスは良好である。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

現状では特に考えていない。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

	2008年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
2005年度以前の入学者		5		0	1	0
2006年度入学者	30	29	0.96	1	2	0
2007年度入学者	30	28	0.93	1	1	0
2008年度入学者	30	32	1.06	0	2	—
合計	90	94	1.04	2	6	0

収容定員は90名である。これに対して、在籍者数（休学中の者を含む）は、2005年度以前の入学者5名、2006年度入学者29名、2007年度入学者28名、2008年度入学者32名で、合計94名となっており、収容定員の1.04倍の学生が在籍している。

2. 点検・評価

在籍者数と収容定員の乖離は10%未満に抑えられており、両者のバランスは良好である。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

現状では特に考えていない。

9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

## 1. 現状

### (1)成績評価基準の設定と考え方

本法科大学院における成績評価については、研究科規程において次のように示している<sup>64</sup>。すなわち、

- ① 成績は、期末試験の成績、院生の授業への出席状況、授業での発言・課題への取組み等を考慮して行う。なお、授業の3分の1以上欠席した者には単位を与えない。
- ② 成績は、単位を与える水準に達した者につき、A、B、C、Dの4段階で相対評価する。単位を与える水準に達していない者はF評価とする。
- ③ 相対評価の基準は、A10～20%、B20～30%、C40～50%、D0～30%とする。
- ④ 実務基礎科目のうち、研究科委員会の定める科目の成績は、合否で評価し、当該科目はGPAの対象外とする。

上記のように、成績評価は、A、B、C、D（以上までが合格、当該科目の単位を取得）、F（不合格）の5段階評価で行う。このうち、単位を与える水準に達した者の間のABCDの評価は相対評価であるが、単位を与える水準に達しているか否かについては絶対評価が採用されている。なお、選択科目で受講者が少人数である場合には、運用において、この基準を適用せず、担当教員の裁量に委ねることを許容している。

実務基礎科目のうち、模擬裁判、クリニック、ロイヤリング、エクスターンシップについては、合否による判定がなされている<sup>65</sup>。

これらの相対評価基準等については、便覧や掲示板への掲示で示しているほか、次に述べるGPA制度にも密接に関係するため、入学時のガイダンスにおいて周知徹底させている。

### (2)成績評価の対象と方法

成績評価の対象と方法は、当該科目が講義系科目か演習系科目か等によって獲得目標に差があるため異なってくる。この点につき、研究科委員会として一律の方式を確認しているわけではないが、担当者会議で調整され、また研究科委員会の議題とし、あるいはFD委員会主催の研修会（FDフォーラム）のテーマとするなど、成績評価の対象と方法については、さまざまな機会に議論されてきた。

<sup>64</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」40頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第9条（成績の評価）第2項、第3項。

<sup>65</sup> 同9条3項、資料14「合否で評価する科目に関する申し合わせ」（2006年10月18日第17回法務研究科委員会議事録）参照。

なお、教員に対するアンケート調査の結果、次の点を指摘できる<sup>66</sup>。

- ① 各科目で成績評価の対象とすべき資料は、定期試験、中間試験、発言・レポートなどである。
- ② 試験に代わるレポートのほか、中間試験、日常的に提出されるレポート、平常点などの組み合わせもあった（平常点の中にレポートが含まれている場合もある）。
- ③ 成績評価の対象として、講義科目よりも、演習系の課目が総合的に判断する傾向にある。
- ④ 多くの科目で定期試験を行っているが、先端科目では試験に代えてレポートないし日常点またはその両方で成績評価を行う例がみられる。

### (3)GPA 制度・再試験制度

本研究科においては修了者の認定に際して、修了に必要な単位数は、GPA が 1.5 以上であることを必要としている。上記の成績評価の A, B, C, D, F にはそれぞれ 4, 3, 2, 1, 0 の点数を与えて、3 年の終了時に、GPA が 1.5 に満たない者は、修了要件を満たしていないものとする。

本研究科は再試験の制度は採っていない。修了できなかった者には、D 評価を受けた科目の再履修を認める。

## 2 点検・評価

成績評価は、A, B, C, D（以上までが合格、当該科目の単位を取得）、F（不合格）の 5 段階評価で行う。このうち、単位を与える水準に達した者の間の ABCD の評価は相対評価であるが、単位を与える水準に達しているか否かについては絶対評価が採用されている。

相対評価基準とは異なり、評価項目や配点に関する成績評価の基準については研究科として統一してはいないが、各科目においてこれを定め、また事前に学生に対しても開示し、オリエンテーションや授業の開始時に周知させている。また GPA についても学生に周知させている。

## 3. 自己評定

B

## 4. 改善計画

評価項目や配点に関する成績評価の基準について研究科として統一することを検討する必要がある。

---

<sup>66</sup> 資料 9 「法務研究科授業担当教員アンケート結果」参照。

9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

### 1. 現状

専任教員の担当する科目の成績評価については、担当教員が採点表と成績分布を提出して研究科委員会の承認を得ることになっており、それにより相対評価の基準に従った成績評価の実施が担保されている。

兼担・非常勤教員の担当する科目の成績評価については、採点表と成績分布を研究科委員会に提出し承認を得る教員もいるが、必ずしも徹底しているわけではない。

### 2. 点検・評価

「9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示」でのべた相対評価基準は、専任教員はもとより非常勤教員についても周知徹底されている。そのため、各教員間に厳格な成績評価についての共通認識が存在している。その結果、事前に定められた相対評価基準と実際の成績評価との間には、概ね食い違いがない。

出欠については、本研究科は授業の3分の1以上欠席した者には単位を与えないとしているため<sup>67</sup>、どの科目も毎回、出欠を取っていると思われる。それ以上に毎回の出欠を成績評価の対象とするかは教員によって異なる<sup>68</sup>。

成績評価の具体的な基準については、各科目の成績評価の対象とする項目や配点は多様であるが、担当教員の考え方を尊重するとはいえ、ある程度の統一は必要であろう。

### 3. 自己評定 合

### 4. 改善計画

成績評価の具体的な基準をある程度、統一する方向で検討する必要がある。

---

<sup>67</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」40頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第9条（成績の評価）第1項。

<sup>68</sup> 資料9「法務研究科授業担当教員アンケート結果」参照。

9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

### 1. 現状

(1) 異議申立制度が 2005 年後期から施行されてきた。当該異議申立制度の仕組みは、次のような内容をもつ<sup>69</sup>。すなわち、個々の科目の成績評価について疑義のある学生は、まず、評価の理由につき担当の教員に説明を求めることができる。当該説明を受けてもなお異議がある場合には、異議申立期間に、所定の様式による異議申立書を事務に提出する。研究科委員会は、異議申立があった場合には、3 人の専任教員により構成される審査委員会を設置する。審査委員会は当該学生および担当教員に対して口頭による審査を行う。審査委員会は、審査の結果について報告書を作成し、研究科委員会に提出する。研究科委員会は、当該審査結果について審議し、異議申立に対して決定しなければならない。研究科委員会は、異議申立に対する決定書を作成し、当該学生および担当教員に交付する。

(2) 異議申立がなされた事例の状況は下記の表の通りである。なお、「取下げ」とは異議申立を受けて担当教員が自ら成績評価を訂正したために学生が申立を取下げたというものである。

	件数	結果
2006 年度前期	2	棄却 1、取下げ 1
2006 年度後期	2	棄却 1、取下げ 1
2007 年度前期	1	棄却 1
2007 年度後期	0	

### 2. 点検・評価

成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されている。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

特になし。

<sup>69</sup> 別紙 5 資料 2 「平成 20 年度琉球大学大学院法務研究科便覧」 46 頁 「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」



9-2-1 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定されていること，及び修了認定基準が適切に開示されていること。

## 1. 現状

### (1) 修了要件

課程修了の要件は、研究科に3年以上在学し、必修科目71単位、選択科目24単位、計95単位を修得し、修了時にGPA1.5を満たすことである<sup>70</sup>。もつとも、GPAについては、実務基礎科目のうち研究科委員会の定める科目（科目名を記載）は合否で評価することから、これらの科目はその対象外である<sup>71</sup>。入学前に他の大学院で修得した単位および入学後、他の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位は研究科委員会の議を経て、30単位を超えない範囲で課程修了の要件としての単位（選択科目）に含めることができる<sup>72</sup>。もつとも、エクスターンシップは選択必修科目であるが、同様に課程修了の要件としての単位（選択必修科目）に含めることができる。

課程修了の要件は研究科規定に規定され、院生には便覧で周知させるほか、入学時のガイダンスでも説明している。

課程修了の要件を具備しているか否かは研究科委員会が確認してそれにより修了判定を行っている。

### (2) 進級要件

本研究科は進級制度を採っていない。

## 2. 点検・評価

修了認定の基準は明確であり、適切に開示されている。修了認定の体制・手続も適切に設定されている。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

特になし。

---

<sup>70</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」40頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第10条（課程修了の要件）参照。ただし、2007年度以前の入学者の課程修了の要件は、研究科に3年以上在学し、必修科目69単位、選択科目24単位、計93単位を修得し、修了時にGPA1.5を満たすことである。同規定附則[平成20年4月1日]第2項参照。

<sup>71</sup> 別紙5資料2「平成20年度琉球大学大学院法務研究科便覧」40頁「琉球大学大学院法務研究科規定」第9条第3項。

<sup>72</sup> 同第7条（他の大学院の授業科目の履修）。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

「9-2-1 修了認定基準等の設定・開示」でのべた修了認定基準に基づき研究科委員会が修了認定を行っている。

2007年度の修了認定は、対象者数が29人、認定された者が28人、認定されなかった者が1人である。認定された者のうち、修得単位数が最多の者は97単位、最少の者は93単位、平均は94単位であった。認定されなかった者の認定されなかった理由は修了に必要な単位を修得していなかったことである。

2. 点検・評価

所定の修了認定基準、手続により適切に実施された。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

本研究科では、現在、修了判定に対する学生からの異議申立手続について定めはない。これは、修了判定の対象が在学期間、修得単位数、GPA1.5以上といった客観的な数字によってなされるため、修了要件の具備の有無について疑義が生じることは通常考えられず、必要性を感じなかったためである。実際にも修了要件の具備の有無が問題となった事例はない。

2. 点検・評価

修了要件の具備の有無について疑義が生じることは通常は考えられないとしても、意外な形で疑義が生じないとも限らない。修了が学生の身分上の重大な問題であることから、修了認定に対する学生からの異議申立手続は必要である。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

修了認定に対する学生の異議申立手続を設けることを検討する必要がある。

#### 第4 その他（頁数は自由です）

特になし。

## 別紙 学生数及び教員に関するデータ

### ◇入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
2006年度 入学者	30	30	0	13	17	13
2007年度 入学者	30	29	0	19	10	10
2008年度 入学者	30	32	0	15	17	19

### ◇学生数の推移

単位：人

		2006年度	2006年度	2007年度	2007年度	2008年度	2008年度	休学者数	在籍者数
		退学者数	留年者数	退学者数	留年者数	退学者数	留年者数		
2006年度 入学者	未修	1	0	0	0	0	—	2	29
	既修	—	—	—	—	—	—	—	—
2007年度 入学者	未修	—	—	0	0	0	—	1	28
	既修	—	—	—	—	—	—	—	—
2008年度 入学者	未修	—	—	—	—	0	—	2	32
	既修	—	—	—	—	—	—	—	—

### ◇修了者

単位：人

		修了者総数	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
		2005年度	—	—	—
2006年度	未修	19	10	9	14
	既修	—	—	—	—
2007年度	未修	28	10	18	15
	既修	—	—	—	—

教員一覧

氏名	年齢	性別	職名	専任／みなし専任／兼担／非常勤の別	「5年以上の実務経験」の有無	着任年月	担当科目
高良 鉄美	54	男	教授	専任	無	H16. 4	統治（平成20年度前期） 米軍基地法（平成20年度前期） 憲法演習（平成20年度後期）
大久保 哲	52	男	教授	専任	無	H16. 4	刑事法Ⅱ A（平成20年度前期） 刑事法総合演習（平成20年度後期） 刑事法Ⅱ B（平成20年度後期） 刑事司法演習（平成20年度後期）
玉城 勲	58	男	教授	専任	無	H16. 4	民事訴訟法Ⅱ（平成20年度前期） 民事訴訟法Ⅰ（平成20年度後期） 民事訴訟法演習（平成20年度後期）
徳田 博人	45	男	教授	専任	無	H16. 4	公法総合演習（平成20年度前期） 食品安全法（平成20年度前期） 行政法演習（平成20年度後期）
渡名喜庸安	59	男	教授	専任	無	H20. 4	行政法（平成20年度前期） 行政法Ⅰ（平成20年後期） 行政法演習（平成20年後期）
比嘉 正	54	男	教授	専任	無	H16. 4	民法演習Ⅰ（平成20年度前期） 契約法Ⅰ（平成20年度前期） 契約法Ⅱ（平成20年度前期） 所有権法（平成20年度前期） 契約法Ⅲ（平成20年度後期）
清水 一成	52	男	教授	専任	無	H16. 4	刑事法Ⅰ A（平成20年度前期） 刑法演習（平成20年度前期） 刑事法総合演習（平成20年度後期）
永田 均	60	男	教授	専任	無	H16. 4	商法Ⅱ（平成20年度前期） 商法演習（平成20年度後期）
久保田光昭	47	男	教授	専任	無	H19. 4	商法Ⅰ（平成20年度後期） 商法演習（平成20年度後期）
青木 孝之	47	男	教授	専任	有	H19. 4	刑法演習（平成20年度前期） 法学基礎講義Ⅰ（平成20年度前期） 刑事法総合演習（平成20年度後期） 刑事法Ⅰ B（平成20年度後期）

藤田 広美	45	男	教授	専任	有	H20. 4	基本民事訴訟（平成20年度前期） 展開民事訴訟（平成20年度後期） 倒産法演習（平成20年度後期）
武田 昌則	42	男	准教授	専任	有	H17. 4	家族法総合（平成20年度前期） 民事法総合演習Ⅰ（平成20年度前期） クリニック（平成20年度前期） 米軍基地法（平成20年度前期） 民事法総合演習Ⅱ（平成20年度後期） エクスターンシップ（平成20年度後期） 法律英語（平成19年度前期）
宮城 哲	40	男	准教授	専任	有	H16. 4	民法演習Ⅰ（平成20年度前期） 法情報調査（平成20年度前期） ロイヤリング（平成20年度後期）
北河 隆之	56	男	教授	みなし専任	有	H16. 4	不法行為法（平成20年度前期） 民法演習Ⅱ（平成20年度後期）
宮國 英男	51	男	教授	みなし専任	有	H16. 4	民事法総合演習Ⅰ（平成20年度前期） 法学基礎講義Ⅰ（平成20年度前期） ロイヤリング（平成20年度後期）
藤田 雄士	41	男	准教授	みなし専任	有	H16. 4	クリニック（平成20年度前期） エクスターンシップ（平成20年度後期） 模擬裁判（平成20年度後期） 所有権法（平成20年度前期）
大城 肇	55	男	教授	兼担	無	H16. 4	島嶼経済学（平成20年度前期）
高田 清恵	37	女	准教授	兼担	無	H16. 4	社会保障法（平成20年度前期）
矢野 昌浩	45	男	教授	兼担	無	H16. 4	労働法（平成20年度前期）
仲地 博	62	男	教授	兼担	無	H16. 4	米軍基地法（平成20年度前期） 自治体法学（平成19年度前期）
森川 恭剛	41	男	教授	兼担	無	H16. 4	米軍基地法（平成20年度前期） マイナリティ法（平成19年度後期）
我部 政明	53	男	教授	兼担	無	H16. 4	日米関係（平成20年度後期）
宮里 節子	58	女	准教授	兼担	無	H16. 4	民事執行・保全法（平成20年度後期）

樋口 一彦	48	男	教授	兼任	無	H16. 4	国際人道法（平成20年度後期） 国際法（平成19年度後期）
高作 正博	40	男	教授	非常勤	無	H16. 4	公法総合演習（平成20年度前期） 人権（平成20年度前期） 憲法演習（平成20年度後期）
當真 良明	50	男	弁護士	非常勤	有	H16. 4	倒産法（平成20年度前期）
島袋 鉄男	70	男		非常勤	無	H16. 4	金融商品取引法（平成20年度前期）
馬場 浩一	43	男	検事	非常勤	有	H20. 4	刑事訴訟実務の基礎（平成20年度前期） 刑事司法演習（平成20年度後期）
ベラ・フライ	36	女	弁護士	非常勤	有	H19. 4	アメリカ法（平成20年度前期） クリニック（平成20年度前期） アメリカ法調査（平成20年度後期）
当山 尚幸	60	男	弁護士	非常勤	有	H16. 4	法曹倫理（平成20年度前期）
徳本 穰	40	男	准教授	非常勤	無	H16. 4	企業活動と経済特区に関する法 （平成20年度集中講義）
牧野 和夫	49	男	教授	非常勤	有	H20. 4	知的財産法（平成20年度集中講義）
加藤 靖	37	男	裁判官	非常勤	有	H18. 4	模擬裁判（平成20年度後期）
伊志嶺恵徹	71	男	教授	非常勤	無	H16. 4	比較憲法（アメリカ法）（平成20年度後期）
熊谷 久世	46	男	教授	非常勤	無	H17. 4	国際民事訴訟法（平成20年度集中講義）
古城 誠	58	男	教授	非常勤	無	H18. 4	経済法（平成20年度集中講義）
水野 益継	70	男	教授	非常勤	無	H16. 4	少年の犯罪・非行（平成19年度前期）